

# 佐久市保健福祉審議会 障害者福祉部会 次 第

平成25年 1月21日 (月)

午後1時00分～

議会棟第1委員会室

1. 開 会

2. 部会長あいさつ

3. 審議事項

(1)「第二次佐久市地域福祉計画(案)」について

(2)「佐久市障害者プラン」の策定について

4. その他

5. 閉 会

# 第二次佐久市地域福祉計画（案）

---

みんなが生涯現役で住みよい福祉のまちづくり  
（平成 25 年度～平成 29 年度）

（イメージイラスト）

佐久市

## 第二次佐久市地域福祉計画策定にあたって



近年、少子高齢化の進展や地域コミュニティの脆弱化等を背景に、高齢者の孤独死や地域からの孤立、また、児童や認知症高齢者・障がい者等社会的弱者への虐待等が大きな社会問題となっております。

失われつつある地域コミュニティの再生とともに、地域資源を活用したセーフティネットワークの構築や住民が主体となった高齢者の居場所づくり等、さらなる地域福祉事業の推進が重要な課題となっております。

第一次佐久市地域福祉計画策定から5年が経過する中で、前述した様々な課題への対応が求められており、改めて地域福祉の視点により本計画を見直し、佐久市が掲げる「世界最高健康都市」の構築を目指し、この度、第二次佐久市地域福祉計画を策定いたしました。

この第二次佐久市地域福祉計画は、第一次計画からの基本理念である「みんなが生涯現役で住みよい福祉のまちづくり」を継承し、更に地域福祉を進めるために、市民や市、さらには民生児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業者など関係機関が連携する中でそれぞれの役割において協働し、よりよい地域社会を築いていくための計画として位置づけており、更なる地域福祉施策の充実に取り組んで参ります。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました佐久市保健福祉審議会委員の皆様を始め、障害者、高齢者、保健、児童福祉の各部会委員の皆様をはじめご協力いただきました関係者の皆様に心より感謝とお礼を申し上げますとともに、今後とも計画推進に格段のご高配を賜りますようお願いいたします。

平成 25 年 3 月

佐久市長 柳田清二

# 目 次

## 第1章 地域福祉計画の概要

- 1 策定の目的 . . . . . 4
- 2 計画の性格 . . . . . 4
- 3 地域における福祉の主な担い手 . . . . . 8
- 4 計画の名称 . . . . . 9
- 5 計画の期間 . . . . . 9

## 第2章 計画の基本理念と目標

- 1 基本理念 . . . . . 10
- 2 地域福祉推進の視点 . . . . . 11
- 3 基本目標 . . . . . 12

## 第3章 地域福祉推進のための具体的施策

### 第1節 みんなで支え合う人づくり

- (1) 地域を支える人づくり . . . . . 15
- (2) 福祉の心の育成 . . . . . 19
- (3) 地域活動を支える組織の活性化と拠点づくり . . . . . 21

### 第2節 安心・安全に暮らせる社会づくり

- (1) 安心して子どもを産み育てられる仕組みづくり . . . . . 25
- (2) 人にやさしいまちづくり . . . . . 29
- (3) 福祉サービスの適切な利用の促進 . . . . . 32
- (4) 地域福祉を充実し促進するための仕組みづくり . . . . . 36

### 第3節 心とからだの健康（生きがい）づくり

- (1) 健康づくりの推進 . . . . . 41
- (2) 生涯学習の推進 . . . . . 45
- (3) 生きがいづくりの推進 . . . . . 47

## 第4章 計画の進行管理と評価体制 . . . . . 51

## 資料編 . . . . . 52

# 第1章 地域福祉計画の概要

## 1 策定の目的

佐久市では、平成20年度から平成24年度を計画期間とする「佐久市地域福祉計画」を策定し、住民主体を基本に地域の高齢者、障がい者、子育て家庭、外国人など支援を必要としている人を地域全体で支え、誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送れる仕組みづくりに取り組んできました。

本計画は、この間の社会情勢の変化や計画の進み具合を踏まえ、先の計画の見直しを行い、策定したものです。

市民の皆さんがいつそう住みやすいと感じられる福祉のまちづくりを目指すため、市民や市、さらには社会福祉協議会、事業者などがそれぞれの役割において協働し、よりよい地域社会を築いていくことを目指します。

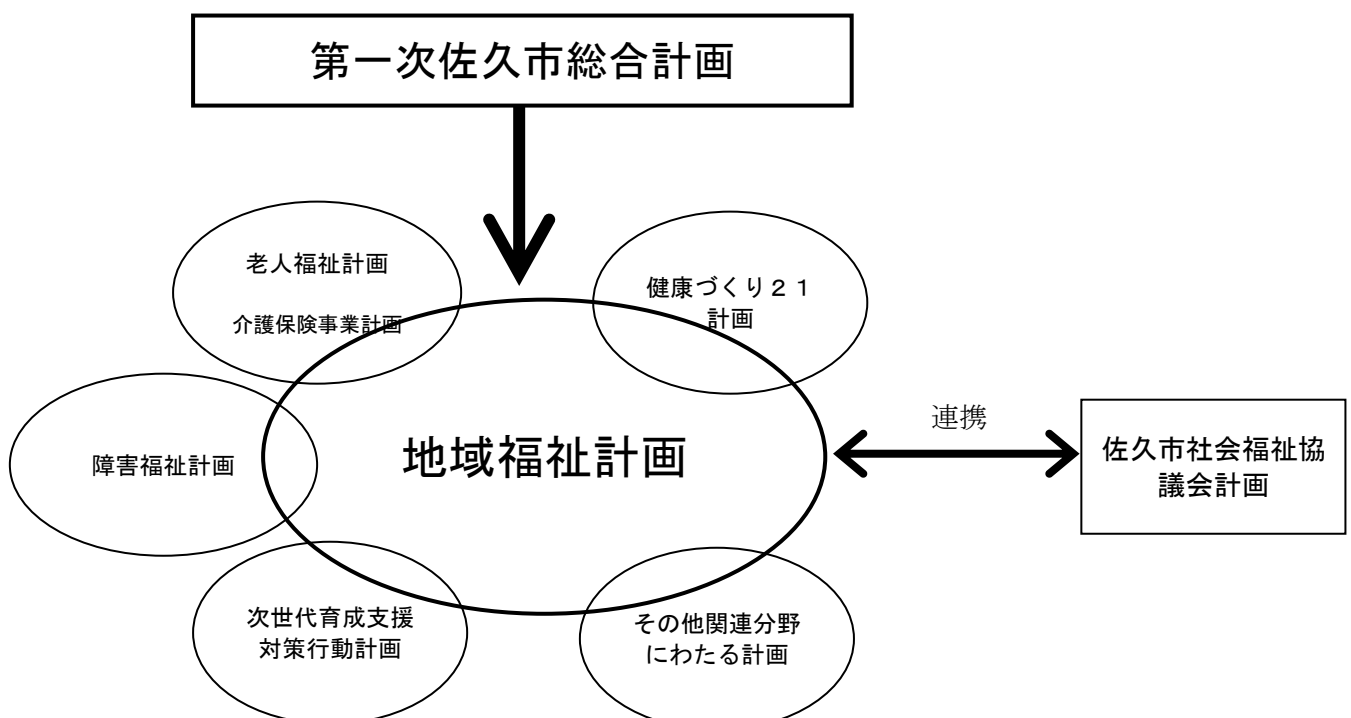
## 2 計画の性格

本計画は、第一次佐久市総合計画の施策を具体化する計画として位置づけられるとともに、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、また、本市全体の地域福祉推進の指針となるものです。

これまでの各種計画は、児童、高齢者、障がい者といった対象者別に策定し、分野別に課題を解決しようとしてきました。

本計画では、分野別に取り組んできた福祉を、地域という横軸的な視点からとらえ、対象者の生活を総合的に支えることを目指して、市民や市、さらには社会福祉協議会、事業者などが協働して取り組みを考えていこうとするものです。

### 個別計画との関係



(参考) 社会福祉法より抜粋

(福祉サービスの基本理念)

第 3 条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は福祉サービス利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービス提供の原則)

第 5 条 社会福祉を目的とする事業を営むものは、その提供する多様なサービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における地域福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び市町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

○ **第一次佐久市総合計画**

この計画は、21世紀初頭における中長期的な視野に立った佐久市のまちづくりのための基本的な施策を示すものであり、本市の最上位計画として行政運営の基本方針となるものです。

計画期間 平成19年度から平成28年度の10か年計画（基本計画は前期5年経過後見直し）

基本理念 「人の絆・まちの絆」を基本として、21世紀を担う人材育成や100万経済圏づくりを行い、人や物流、さらに情報の要衝となるべき「21世紀の新たな文化発祥の大地」を目指します。

概要 「叡智と情熱が結ぶ21世紀の新たな文化発祥都市」を将来都市像に掲げ、将来都市像の実現に向けた基本構想の柱として、「たくましく心豊かな人材の育成と地域文化の保存・継承と発祥」「ネットワークで築く地域の個性・特色を活かした多機能都市づくり」「100万経済圏を目指した産業基盤の強化と新たな産業の創出」「みんなが生涯現役で住みよい健康長寿のまちの形成」「水と緑きらめく自然と共に生きる快適環境の創出」「市民生活の安全確保と市民満足度の向上」の6項目を設定しています。

○ **佐久市老人福祉計画・佐久市介護保険事業計画**

この計画は、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に対応した計画です。

計画期間 平成24年度から平成26年度までの3か年計画

基本理念 「みんなが生涯現役で住みよい健康長寿のまちの形成」と定め、「みんなが生きいきと安心して暮らせるまちづくり」等を行う施策展開をします。

概要 高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援サービス」を一体的に提供していく「地域包括ケア」の確立のための施策を推進します。

○ **佐久市障害福祉計画**

この計画は、障がいの種別にかかわらず、障がいのある方が必要とするサービスが利用できるよう、サービス提供の仕組みを一元化し、障がい者の地域生活が可能となるよう支援していくための計画です。

計画期間 平成24年度から平成26年度までの3か年計画

基本理念 障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮し、その人らしい自立した生活を送るとともに、障がいのある人もない人も誰もが社会の一員としてあらゆる活動に参画できることを目指しています。

概要 「障がい者等の自己決定と自己選択の尊重」「実施主体の市町村への統一と三障がいに係る制度の一元化」「地域生活の移行と就労支援などの課題に対応したサービス基盤の整備」の3項目を柱としています。

○ **次世代育成支援対策佐久市行動計画**

この計画は、少子化の進行が 21 世紀を担う子どもたちの健全育成や日本社会経済全体に深刻な影響を与えることが懸念されている中で「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子育て支援を推進するための行動計画です。

計画期間 前期計画 平成 18 年度から平成 21 年度まで

後期計画 平成 22 年度から平成 26 年度まで

基本理念 子どもを安心して生み、育てることができる「やさしい都市づくり」をめざします。

概要 本市では、「子育て支援都市宣言」をし、安心して子どもを生み、育てることができる社会の構築を、市の重要施策の一つとして位置づけ、「子育て支援」「働きながら子育てをしている皆さんの生活支援」「子どもたちの健全育成」を推進するため様々な事業を展開していきます。

○ **佐久市健康づくり 21 計画**

この計画は、少子高齢化の進展と人口減少社会を迎えて、いきいきと健康で暮らす佐久市らしさを持った市民の健康づくりを実現するための計画です。

計画期間 平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 か年計画

基本理念 「みんなが生涯現役で住みよい健康長寿のまちの形成」と定め、「健康」な状態を疾病・障がいの有無に関わらず、市民それぞれが、誇りを持って「元気にいきいき暮らせる状態」とし、楽しく生活しながら実践できる持続可能な健康づくりを推進します。

概要 栄養、運動、食生活などを中心とした生活習慣の改善を図り、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病などの生活習慣病を減少させ、市民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ることを目標として、地域性を活かした健康づくりを展開していきます。



### 3 地域における福祉の主な担い手

#### (1) 社会福祉協議会

佐久市社会福祉協議会では、佐久市における社会福祉事業、その他の社会福祉活動の健全な発達及び活性化を図り、地域福祉の推進を図ることを目的に事業を展開しています。

- 社会福祉協議会の主な事業（社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会定款より）
  - ・ 社会福祉を目的とする事業を企画し、実施します。
  - ・ 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助をします。
  - ・ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成を行います。
  - ・ 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を実施します。

#### (2) 民生児童委員

民生児童委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている人で、厚生労働大臣から委嘱されています。

- 民生児童委員の役割（民生委員法第14条民生委員の職務より）
  - ・ 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握します。
  - ・ 援助を必要とする者が自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する相談に応じ助言その他の援助を行います。
  - ・ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行います。
  - ・ 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援します。
  - ・ 福祉事務所その他の関係機関の業務に協力した活動を行います。

本市の民生児童委員は215人、主任児童委員は15人となっています。

(単位：人)

地区名	浅間	野沢	中込	東	臼田	浅科	望月	合計
民生児童委員	54	34	36	14	35	14	28	215
主任児童委員	3	2	2	2	2	2	2	15

## 4 計画の名称

本計画の名称は、「第二次佐久市地域福祉計画」とします。

## 5 計画の期間

本計画の期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とします。なお、計画を随時評価し、社会経済情勢の変化、地域福祉施策の動向などを踏まえて、必要に応じ計画の見直しを行います。

## 第2章 計画の基本理念と目標

### 1 基本理念

誰もが住み慣れた地域で、人としての尊厳をもって、その人らしく安心して生活していくために、市民や市、さらには社会福祉協議会、事業者などの協働により、地域における福祉課題を地域で解決していく仕組みを考え、すべての市民が生きがいと幸せを感じながら生活することができる「みんなが生涯現役で住みよい福祉のまちづくり」をめざします。

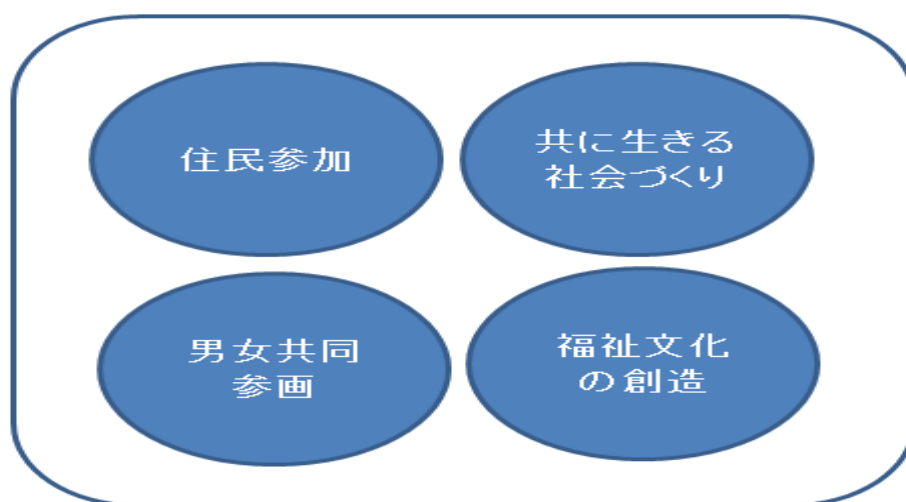
みんなが生涯現役で  
住みよい福祉のまちづくり

## 2 地域福祉推進の視点

基本理念に基づいて地域福祉を推進していくためには、「住民参加」「共に生きる社会づくり」「男女共同参画」「福祉文化の創造」といった視点が重要です。

### 地域福祉推進の視点

「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会があたえられるようにする」



#### ○ 住民参加

地域の住民がみんなで考え、行動していくことが真に住みよく暮らしやすい地域づくりにつながることから、「住民参加」が地域福祉の大切な視点の一つです。

#### ○ 共に生きる社会づくり

住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けるためには、一人ひとりが自分と他人との違いを認め合い、人権を尊重し、共に生きる社会をつくっていく姿勢が重要です。

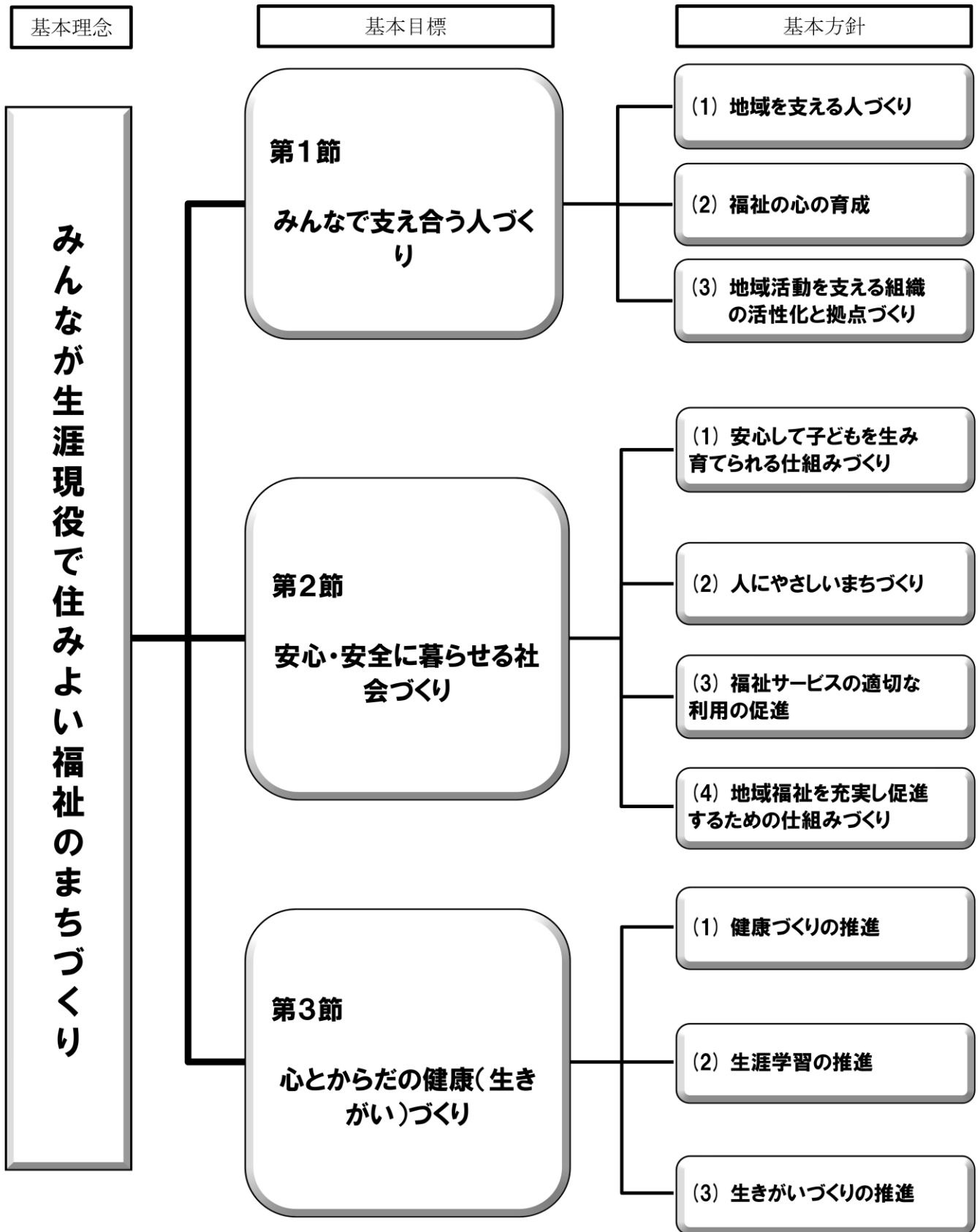
#### ○ 男女共同参画

男性も女性もすべての個人が、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じ、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、喜びも責任も分かち合い、能力・個性を十分発揮することができる社会を目指すという、男女共同参画の視点に基づいた地域福祉の推進が必要です。

#### ○ 福祉文化の創造

地域福祉では、住民が地域社会における福祉課題を自らの問題としてとらえ、そのサービスのあり方について主体的に関わり、担い手としても参画していくことが大切です。こうした生活に根ざした社会的活動を積み重ね、地域ごとに特色のある福祉文化を創造することが重要になります。

### 3 基本目標



## 施策の方向

① 活動を支える人材育成

② 心のバリアフリーの推進

① 福祉学習の充実

② 世代間交流の促進

① ボランティアセンターの充実

② 地域組織への活動支援

③ 地域の活動の場づくり

① 安心・安全ネットワークの拡充

② 子育てしやすい環境づくり

③ 多様化する保育ニーズへの対応

④ 社会的支援機能の体制づくり

① まちのバリアフリーの推進

② 福祉施設の充実

③ 障がい者の就労支援

① 相談体制の充実

② 福祉サービスの充実と質の確保

③ 権利擁護の推進

① 地域福祉ネットワークの構築

② 万々に備えた地域の体制づくり

① 健康のための生活習慣・生活環境の改善

② 介護予防体制の充実

③ 地域における健康づくりへの支援

① 学習機会の充実

② 家庭・学校・地域の連携

③ 学習情報の提供

④ 生涯学習指導者の確保と育成

① 健康で長寿を楽しめる仕組みづくり

② 交流の拠点づくり

③ 高齢者の経験と技能の活用

## 第3章 地域福祉推進のための具体的施策

地域福祉は、市民や市、さらには社会福祉協議会、事業者などが手を取り合って推進していく必要があります。そのため本計画では、「具体的施策の展開」においてそれぞれに求められる役割を示しています。

○ 市民	地域住民、自治会、民生児童委員、ボランティア、福祉関係者など、地域における様々な人や組織に求められる役割を示します。
○ 市	佐久市が取り組む役割を示します。
○ 社会福祉協議会	佐久市社会福祉協議会に求められる役割を示します。
○ 事業者	福祉サービス事業者、社会福祉法人、NPO 法人 <sup>*</sup> 、一般企業などに求められる役割を示します。

### 市民アンケート調査の概要

子どもから高齢者まですべての市民が一人の人間として尊重されるとともに、市民同士がお互いの個性を認め合い、支え合い、助け合う中で、生きがいを持って暮らすことのできる地域社会を構築することを目的とした「第二次佐久市地域福祉計画」を策定するに当たり、市民が地域におけるつながりや支え合いなどに関してどのような意識をもっているかを調査し、当該計画に反映することを目的としたものです。

### 調査の設計

* 調査対象	佐久市に住所を有する20歳以上の男女（外国人を除く）1,000人
* 抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
* 調査方法	郵送
* 調査期間	平成24年6月13日～6月29日
* 有効回答	460件

※NPO 法人:営利を目的としない民間団体のこと。ボランティア活動などの社会貢献活動を促進するために、平成10年3月「特定非営利活動促進法(NPO法)」により法的に位置付けられた。「Non Profit Organization」(非営利組織)の略。

## 第1節 みんなで支え合う人づくり

核家族化や都市化の進展に伴い、近年では地域住民の連帯意識が希薄化の傾向にあります。このため、ノーマライゼーション※の理念を基本に、すべての人が等しく家庭や住み慣れた地域でお互いに思いやり、尊重しあいながら、安心してその人らしい生活を送ることができる、福祉のまちづくりが求められています。

地域住民同士の自主的な支え合いの意識を啓発し、市民の連帯意識を高め積極的に地域活動に関わることができる人材の育成と、地域活動を支える組織の活性化を図ります。

### (1) 地域を支える人づくり

#### これまでの主な取り組み

- 社会福祉の更なる充実をめざす機会として、社会福祉大会を開催しました。
- 民生児童委員の資質向上のため、研修会、講演会を開催しました。
- 民生児童委員の役割・活動等市民への周知を広報・FMなどを通じて行いました。また、民生児童委員の名前や活動内容がわかるよう「民生委員児童委員 PR カード」を配布し、啓発を行いました。
- 「福祉のしおり」を作成し、福祉サービスの周知を行いました。
- 「人権尊重社会の実現」を目指して、あらゆる人権問題の解決に向けた人権同和教育や人権啓発に努めました。
- 障害者福祉展・障がい者スマイルライフフェスタを開催しました。
- 「地域で支えよう認知症」をテーマに、認知症講演会を開催しました。
- 消防団、民生児童委員や一般市民を対象に認知症サポーター※養成講座を行いました。

---

※ノーマライゼーション：高齢者や障がい者など、すべての人が分け隔てなく暮らせる社会が正常（ノーマル）であるとする考え方。

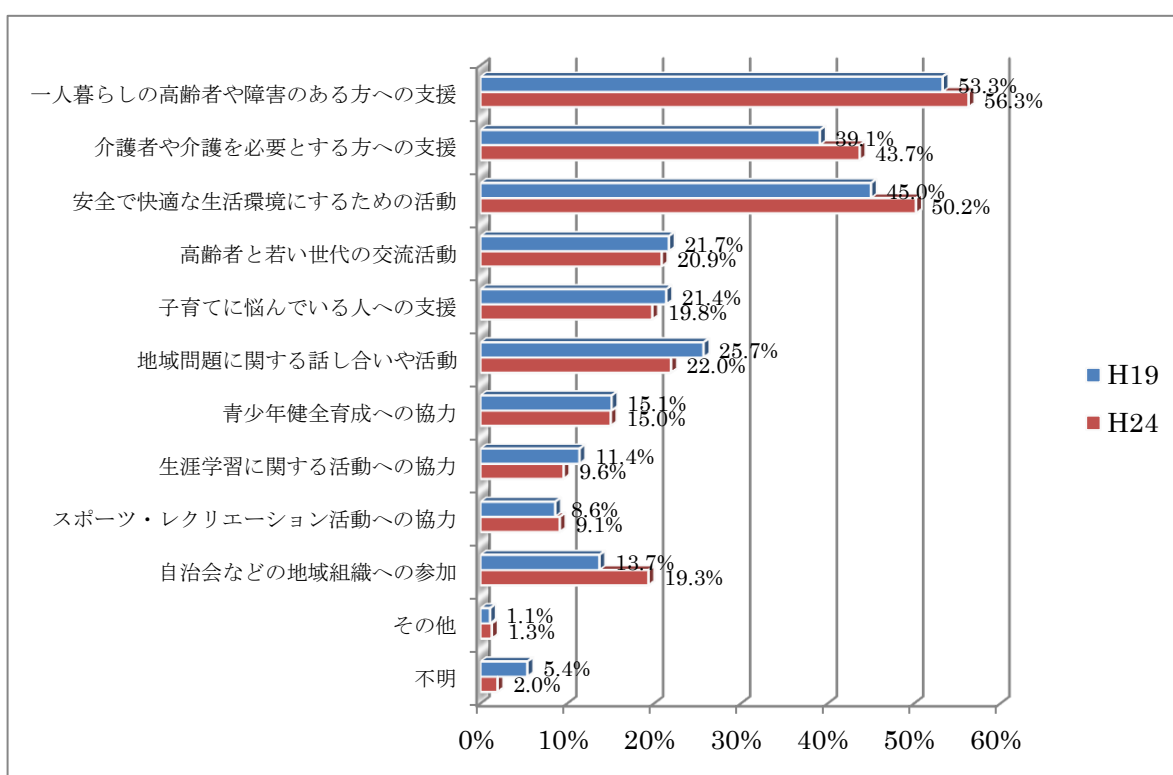
※認知症サポーター：認知症を理解し、認知症の方や家族を地域で見守る者



## 現状と課題

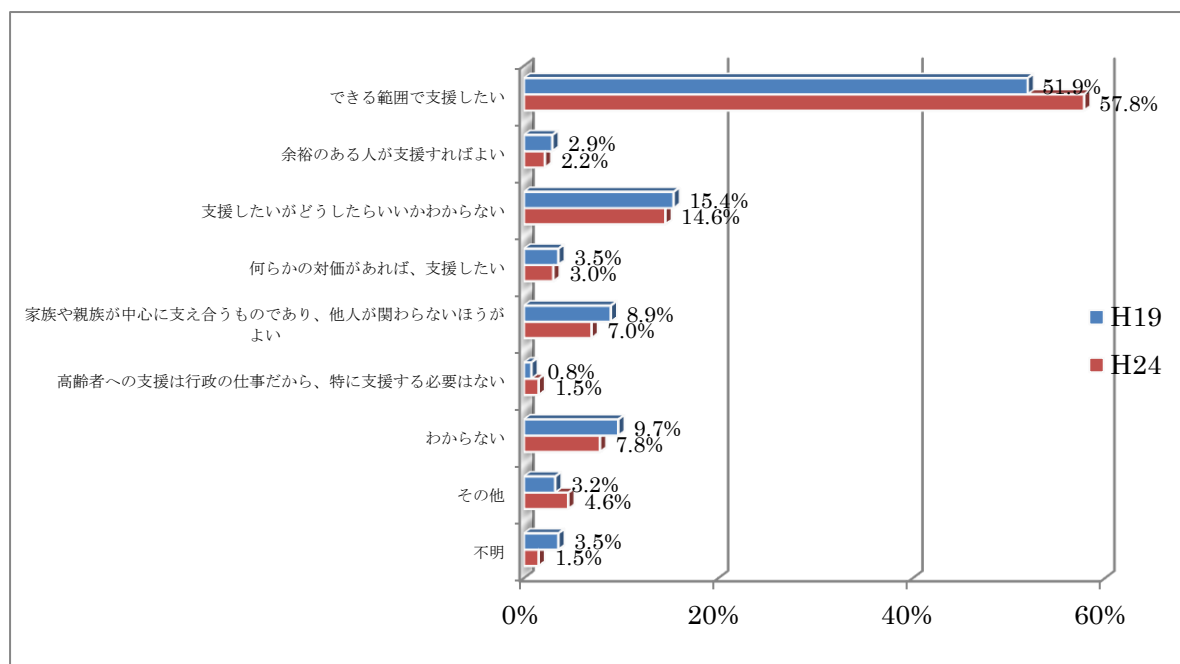
- 市民アンケートでは、今後住みよいまちづくりを進めるためには、高齢者や障がい者、子育てへの支援や自治会など地域組織への参加が必要であるとする回答が多く、前回（平成19年）調査と同様の結果となっています。（図1）
- 地域には、高齢で体の不自由な人や障がい者、子育てで悩んでいる人、外国人など様々な人が暮らしています。市民アンケートでは、近隣に一人暮らし・寝たきりの高齢者を抱えた家族を「できる範囲で支援したい」と考えている人が半数以上いる反面、「支援したいがどうしたらいいかわからない」との回答が14.6%ありました。（図2）
- これまでの取り組みの経過や、アンケート結果などから、障がい者や高齢者・外国人などに対する偏見や差別などのない「心のバリアフリー」の普及啓発が強く求められています。支援の必要な人を地域で特別視するのではなく、地域の一員として、今後も地域活動など社会への積極的な参加を促すことが重要です。

（図1）Q 今後住みよいまちづくりを進めるのに地域住民がどういう活動に力をいれればよいと思いますか。



（資料：平成19・24年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査）

(図2) Q 近隣に一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者を抱えた家族がいた場合、あなたはどのように考えますか。



(資料 : 平成19・24年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

## 施策の方向

### ① 活動を支える人材育成

地域の様々な生活課題を市民が主体的に解決できるように、地域福祉活動の担い手となるボランティアや地域の役員、民生児童委員を中心に、地域活動を支援し、活動の参加を多くの市民に呼びかけます。

### ② 心のバリアフリーの推進

共に暮らしていく地域づくりのために、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者や高齢者、外国人などに対する理解を深め、誰もが個人として尊重される存在であることを認め合う「心のバリアフリー」を推進します。

また、誰もがその意思と能力に応じて、社会の一員として、地域での活動や地区公民館活動などに積極的に参加でき、理解と協力が得られるように努めます。

## 具体的施策の展開

### ① 活動を支える人材育成

市は

- \* 民生児童委員、主任児童委員の資質向上のため研修の機会を多く設けるとともに、委員の活動がしやすい環境づくりに努めます。
- \* 社会福祉協議会と連携し、地域で支え合い助け合う福祉意識の高揚を図ります。
- \* 市民と行政の協働のまちづくりを推進するため、市民が自主的・主体的に行う公益的活動を支援します。
- \* 認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を支援する「認知症サポーター養成講座」を開催し、地域での認知症の理解に努めます。

社会福祉協議会は

- \* 地域住民がボランティア活動について学び、体験する機会が得られるよう、講座・研修会等を開催します。
- \* ふれあい広場、社会福祉大会の開催を通じ、出会いの場と交流の場を提供し、地域を支える人材育成に努めます。

市民は

- \* 声掛けや必要な手助けなど日頃の心がけを大切にして、日常的なボランティア活動に積極的に参加しましょう。

### ② 心のバリアフリーの推進

市は

- \* 社会福祉大会の開催や民生児童委員の地域での活動など、様々な機会をとらえ、ノーマライゼーションの理念が浸透するよう啓発活動を行います。
- \* FMさくいだいら・広報佐久・ホームページ等で地域福祉活動の状況を市民にお知らせします。
- \* 「人権尊重社会の実現」として、各種事業を実施し、人権同和教育や人権啓発に努め、人権意識の高揚を図ります。
- \* 障がいに対する理解と障がい者の社会参加を広めるため、「障害者福祉展」など障がいの有無にかかわらず市民が交流できる場を設けます。

社会福祉協議会は

- \* 障がいの有無・老若男女を問わず、多くの人と出会い・ふれあい・語り合いを通して、誰もが優しい心を持ってお互いに支え合える住みよい地域づくりを一緒に考える場として、ふれあい広場を開催します。

市民は

- \* 高齢者や障がい者への理解を深め、誰もが地域活動に参加できる雰囲気づくりに努めましょう。

## (2) 福祉の心の育成

### これまでの主な取り組み

- 各学校では、総合的な学習の時間や児童会・生徒会活動を中心に、地域美化や福祉・介護施設におけるボランティア活動に取り組んでいます。また、障がい者の講話や車いす体験アイマスク体験等を行い、障がい者への理解と福祉学習を行っています。
- 各学校では、高齢者との交流として、稲作などの農作業や地域の伝統行事を学習活動に取り入れ、主に講師を地区の高齢者の方々にお願いし、交流を行っています。
- 児童館では「しめ縄づくり」「サツマイモの栽培」「昔の遊び」などの事業で地域の高齢者と交流をしています。また、曜日を決めて小諸養護学校の児童を受け入れています。
- 公立保育所に保育キーパー（高齢者による保育補助員）4名を配置し、交流を行っています。また、集団保育が可能な障がい児を受け入れています。

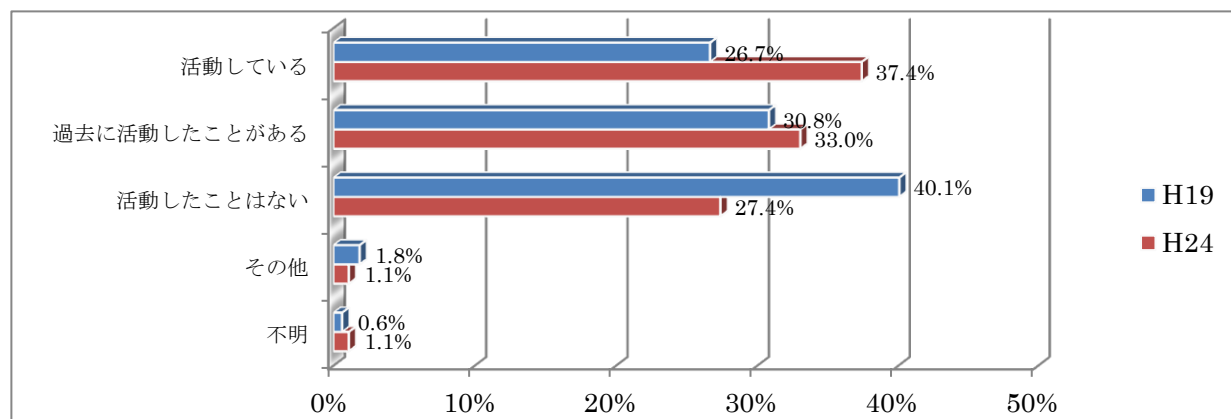
### 現状と課題

- 市民アンケートの自由回答では、「地域活動に関心の薄い若い世代が関心を持てるような活動や施策が必要」「高齢者や障がい者が不安なく生活できるような社会福祉活動がますます発展することを期待している」といった意見が寄せられ、学校教育での取り組みや、隣近所での助け合いができるような福祉の心の育成に関心が示されています。

また、地域活動やボランティア活動の有無については、70.4%の人が「現在もしくは過去に経験がある」とし、逆に27.4%の人が、「活動したことがない」という結果となりました。これは、前回調査との比較で「活動している」が約10ポイント増え、「活動したことがない」が13ポイント減ったことから、活動参加者が増えていることがわかりました。（図3）

- 今後、市民の地域社会への参加がさらに促進され、すべての市民の中に、一人ひとりがそれぞれの生き方を尊重しながら、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくことができるという意識が根付くよう、福祉の心の育成が必要です。

(図3) Q 自治会など地域活動やボランティア活動をしていますか。



(資料 : 平成19・24年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

## 施策の方向

### ① 福祉学習の充実

小中学校や高校では、「総合的な学習の時間」のより一層の充実を図るために、地域における教育力の活用に注目しています。その中で、福祉についても積極的に取り上げ、児童や生徒の心に相手を思いやる福祉の気持ちを育むために、市民や事業者などと一緒になって、心の教育に努めます。

現在行われている小中学生による地区清掃や、公道での「花いっぱい運動」などの活動がより促進され、地域と連携した活動が行えるように支援します。

将来のボランティアの人材育成を視野に入れ、福祉活動への理解が深まるように支援します。

### ② 世代間交流の促進

福祉の心の一層の醸成を図るために、保育園、幼稚園、小中学校、高校が行っている地域とのふれあいの機会がさらに活発になるように取り組みます。

## 具体的施策の展開

### ① 福祉学習の充実

市は

- \* 学齢期から福祉の心を養うため、社会福祉協議会が行う「社会福祉普及校指定事業※」の実施を推進します。
- \* 各学校において、総合的な学習の時間や児童会・生徒会活動でのボランティア活動や奉仕活動を進めます。

社会福祉協議会は

- \* 社会福祉普及校指定の小・中・高校等を対象に、児童・生徒が福祉に対する関心を高め、積極的に福祉活動に取り組む学校に助成を行います。
- \* 小中学生を対象に、学校の総合学習の時間を利用し、障がい者の講話や車イス体験・点字学習等を行い、障がい者への理解と福祉学習を行います。
- \* Let's チャレンジボランティアは、小学生から大学生を対象に、福祉施設で生活する高齢者や障がい者との交流や、様々な体験を通じて地域・学校で果たす役割について考え、実践することを目的に開催します。

事業者は

- \* 児童・生徒、ボランティアなどの体験学習を積極的に受け入れましょう。

市民は

- \* 子どもたちの福祉学習への関心を深める働きかけや、体験学習への支援をしましょう。

※社会福祉普及校指定事業：児童・生徒・学生が体験を通して社会福祉への理解と関心を高め、地域に根ざした福祉教育を推進することを目的に、社会福祉協議会が市内の小中学校や高等学校等に情報・資料の提供や講師の斡旋をし、また、連絡会議を開催し情報交換の場を提供する事業。

## ② 世代間交流の促進

市は

- \* 保育園や児童館などの行事・活動の場で、高齢者や障がい者との交流の機会を多く設けるように努めます。
- \* 各学校では、総合的学習の時間を中心に、稲作等の農作業・竹トンボ・竹馬等の昔ながらの遊び・しめ縄づくりなど、地域の伝統行事の講師に地域の高齢者をお願いし、児童・生徒との交流・ふれあいを通じて、子どもたちの郷土を愛する心を育てます。
- \* 「親子ふれあい学級」を開催し、様々な世代の人々がふれ合う場をつくります。

社会福祉協議会は

- \* 社会福祉大会・ふれあい広場等を通じ、障がい者団体への支援や、趣味・知識・技術を活かせる世代間交流の支援をします。

市民は

- \* 地域で開催される行事に参加し、あらゆる世代と交流しましょう。

## (3) 地域活動を支える組織の活性化と拠点づくり

### これまでの主な取り組み

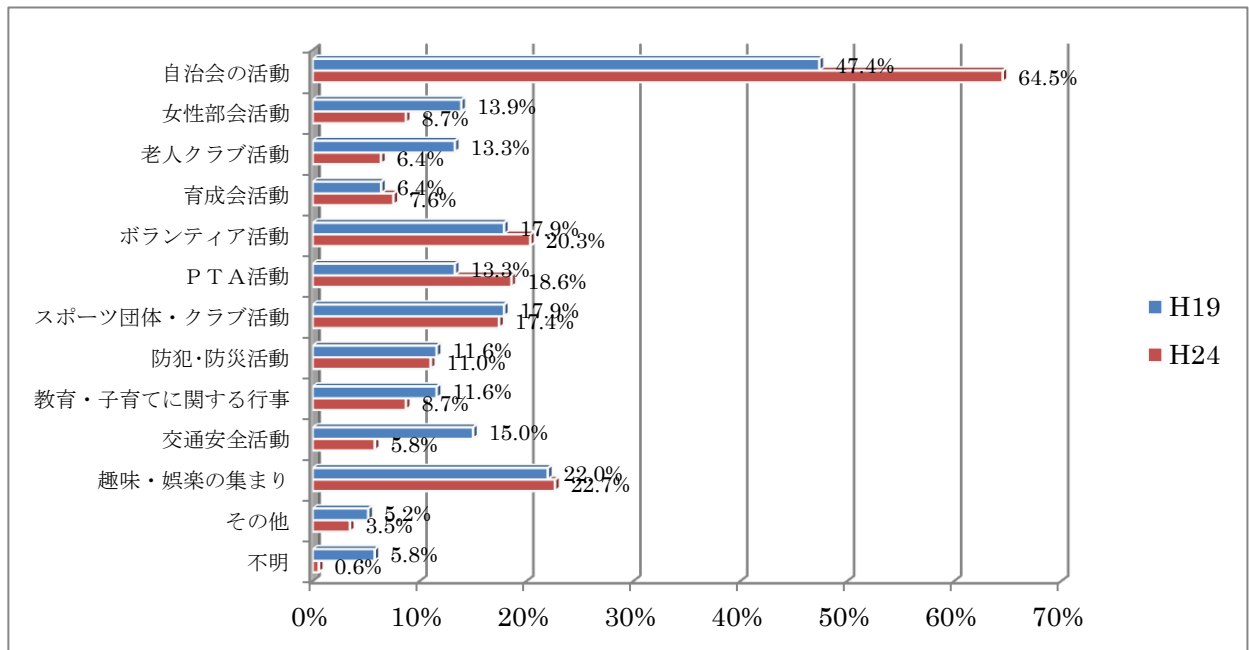
- 佐久市市民活動サポートセンター\*を設置しました。
- ボランティアセンターへの運営費の助成を行い、活動しやすい環境づくりを支援しています。
- 育成会・公民館活動の場として体育施設の開放を行っています。
- 地域公民館活動の活性化を目的に支援をしています。
- 親子ふれあい世代間交流等を開催しています。

### 現状と課題

- 市民アンケートでは、地域で何らかの活動している人のうち、「自治会活動」をしている人が 64.5%と圧倒的に多く、次いで「趣味・娯楽の集まり」が 22.7%、「ボランティア活動」が 20.3%と上位を占めています。このほか「PTA 活動」が 18.6%、「スポーツ団体・クラブ活動」が 17.4%、「防犯・防災活動」が 11.0%と、日頃の生活範囲内での活動となっていることから、地域でのふれあいの場、話し合いの場が大切であることがうかがえます。(図 4)
- 地域単位で福祉活動を推進するために欠かせないもののひとつが、地域活動の拠点となる場です。さらに活動を活性化させるため、身近な拠点の確保と継続的な運営を図っていく必要があります。
- 社会福祉協議会に期待することは、「障がいのある方や一人暮らし高齢者など生活に不安のある人たちが気軽に相談できること」が半数以上を占め、その他には「地域の福祉課題に積極的に取り組むこと」「地域に孤独な人がいないまちづくりをしていくこと」が挙げられています。(図 5)

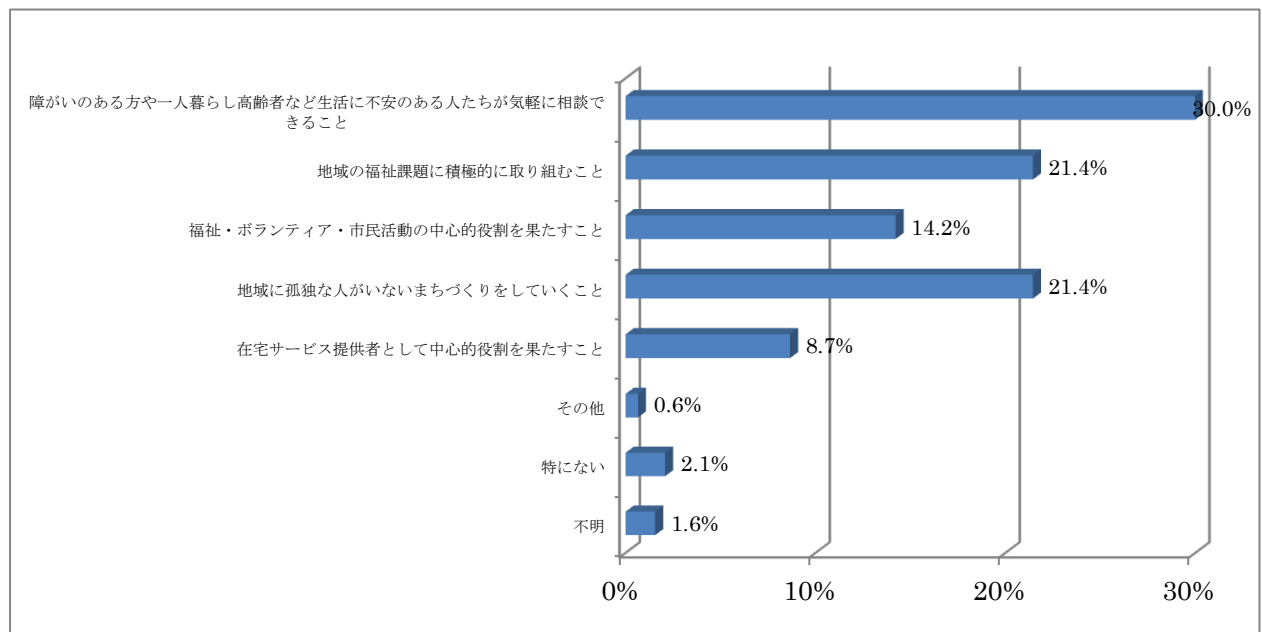
※佐久市市民活動サポートセンター：様々な市民活動を結びつけるネットワークの核となり、市民活動を支え、地域が抱える課題の解決を推進するための拠点。平成 24 年 4 月、野沢会館 2 階に設置。

(図4) Q 地域活動やボランティア活動をしていると答えた方について、どんな活動をしていますか。



(資料 : 平成 19・24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

(図5) Q 社会福祉協議会についてお聞きします。  
あなたが社会福祉協議会に期待することは、次のうちどれですか。



(資料 : 平成 24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

## 施策の方向

### ① ボランティアセンターの充実

社会福祉協議会が運営しているボランティアセンターを中心として、ボランティア活動のための情報交換、連携などの強化、様々な地域活動や助け合い活動の支援が図れるように、機能の充実に取り組みます。

### ② 地域組織への活動支援

地区育成会、老人クラブ、子育てサークルなどの地域組織による地域福祉活動が活発化し、その活動がより多くの地域に広がり、多くの市民が参加できるように、活動の一層の活性化に向けて支援します。

### ③ 地域活動の場づくり

誰もが気軽に地域活動に参加できる、小さな地域ごとの活動の場が必要です。地域における助け合い活動や交流の拠点となる場所として、地区公民館や集会場をはじめとし、市民が主体となって運営できる拠点づくりを支援します。

## 具体的施策の展開

### ① ボランティアセンターの充実

市は

- \* ボランティアセンターの活動を活発にするため、運営費への助成などの支援を行います。

社会福祉協議会は

- \* 市民が日常生活の中で、地域活動・ボランティア活動に参加できるよう、ボランティアセンターの機能充実に努めます。
- \* 地域福祉ネットワークづくりを推進するために、各支所に配置するボランティアコーディネーターを通じて、ボランティア活動に関する情報提供や援助を行います。

### ② 地域組織への活動支援

市は

- \* 老人クラブ活動の一環として、環境美化活動、世代間交流、一人暮らし高齢者の見守り等を行う地域の老人クラブへ補助金を交付し、その活動を支援します。
- \* 各地区の育成会に対して、青少年育成推進協議会活動費交付金の交付により、特に地域体験活動に重点を置き、地区育成推進員の活動がさらに活発化するように指導・助言を行い、地区育成会の活動を支援します。
- \* まちづくり活動支援金等の活用により、地域が抱える多様な課題について、市民が自主的かつ主体的に取り組めるよう支援します。
- \* 地域公民館の組織づくりと事業活動の活性化を目的に支援を行います。



社会福祉協議会は

- \* 各地区での敬老会に助成し、地域住民の交流促進を図ります。
- \* 赤十字奉仕団における地域活動を支援します。

市民は

- \* 誰もが参加しやすい地域組織の運営に努め、地域の行事に参加し、お互いの理解を深めましょう。

### ③ 地域活動の場づくり

市は

- \* 市民活動サポートセンターを拠点として、市民活動支援を行い、人とひとを結ぶ豊かなまちづくりを目指します。
- \* 育成会・公民館活動の場としての公共施設や体育施設などを気軽に利用できるよう推進し、地域活動のための場づくりを支援します。
- \* 地域公民館活動や各講座の充実を図ります。

社会福祉協議会は

- \* 各支所に設置するボランティアセンターをボランティアの育成と活動の拠点とするため、機能の充実を図ります。

市民は

- \* 地元地区公民館等を地域活動や地域の交流の場として有効に活用しましょう。

## <第1節 みんなで支え合う人づくり数値目標>

	現 状 値	目 標 値
福祉体験教室開催回数	H22 : 14 回/年	16 回/年
キャラバン・メイト <sup>※</sup> 数	H23 : 70 人	220 人
認知症サポーター養成数	H23 : 3,000 人	10,500 人

※キャラバン・メイト：認知症サポーター養成講座の講師となる者

## 第2節 安心・安全に暮らせる社会づくり

誰もがわかりやすく、利用しやすいサービス情報や相談体制、利用者のニーズに合ったサービスが継続的に提供できる仕組みなど、総合的なサービスの提供を目指します。

また、安心して子どもを産み育てられる仕組みづくりや、地域住民がお互いに支え合う地域コミュニティ<sup>\*</sup>の形成を目指します。

さらに、災害時においてもすべての市民が安心して暮らせる地域を築くための自主防災活動や、犯罪から地域を守る自主防犯活動を中心とした助け合い活動の充実を図ります。

### (1) 安心して子どもを産み育てられる仕組みづくり

#### これまでの主な取り組み

- 妊婦健康診査は、公費による無料化の拡大を行いました。
- 産前学級“パパママ教室”として、安心・安全な出産を迎えるための食事・生活・精神面等様々の情報発信や、個別の相談を行いました。
- こんにちは赤ちゃん事業として、生後4か月以内の全出生乳児を対象に保健師・助産師の訪問指導を行いました。
- 子育てママさんサポート事業として、養育が困難になっている家庭に訪問し、養育等援助・助言・指導を行いました。
- 子育てに関する相談の場、また親子の交流の場として、子育てサロンやつどいの広場を開設しています。
- 子ども対策特別推進委員<sup>\*</sup>は、子どもを取り巻く様々な問題の相談・助言を行っています。
- 障がいを持つ子どもや発達の気になる子どもの療育の場として、佐久市療育支援センターを開設しました。

#### 現状と課題

- 地域での結びつきの弱まりや核家族化が進展し、子どもを産み育てることについては、若い世代を中心に不安感が高まりつつあります。

地域の中で、世代間交流や、子どもとともに過ごし一緒に遊ぶという時間が少なくなっており、地域で子どもを育てていくという連帯意識の希薄化が内閣府の調査においても現れていますが、佐久市においても同様の傾向が見受けられます。

さらに、急速な少子化の進行により、過保護、過干渉など子どもたちの健全育成に深刻な影響を与えることが懸念されています。

- 地域の人となじめない、身近に話をする人がいない、育児を手伝ってもらえないなど、育児不安やストレスを一人で抱えてしまう子育て家庭の「孤立化」が見られます。

児童虐待は、地域からの孤立、経済的問題、配偶者間の暴力、心身の障がいや慢性疾患などの要因が子育て不安と重なることで起こり、複雑かつ深刻化しています。

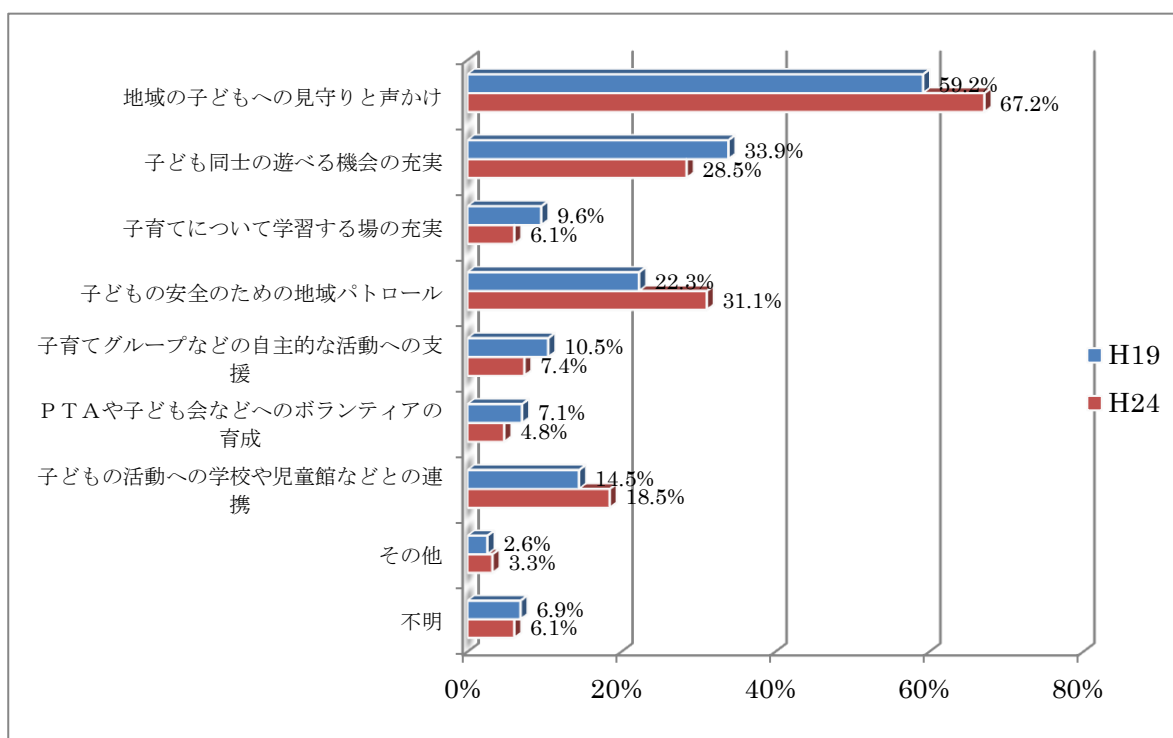
---

※コミュニティ：人々が共同意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団、地域社会、共同体。

※子ども対策特別推進委員：子どもを取り巻く様々な問題についての相談に応じ、助言指導を行い、市役所や保育所での相談業務及び家庭相談員との連絡調整にあたり、相談事業の総合的調整を図っている。

- こうした状況の中、男女が対等に責任を負い、仕事と子育てを両立していくための仕組みづくりが必要です。また、就労形態の変化や核家族化の進展により多様化する保育ニーズに対応して、保育サービスの充実が求められています。
- 市民アンケートでは、子育てについて地域として大切なことは、という問いに、67.2%が「地域の子どもへの見守りと声かけ」、31.1%が「子どもの安全のための地域パトロール」と回答し、地域での支援の必要性を挙げています。(図6)
- 市では、「次世代育成支援対策佐久市行動計画」を策定し、子育て支援を推進する様々な事業を実施していますが、次代を担う子どもを安心・安全な環境で健やかに生み育てられるように、子どもと家庭を地域全体で応援していく仕組みづくりが必要です。

(図6) Q 子育てについて考えたとき地域として大切なことは何だと思えますか。



(資料 : 平成 19・24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

## 施策の方向

### ① 安心・安全ネットワークの拡充

児童館などにおいて、地域における子どもたちの居場所づくりを進めていますが、さらに安心できる子育て支援のネットワークづくりに努めます。

また、子どもを犯罪などの被害から守り、安全を確保するために、関係機関や団体、地域が一体となって協力し、地域全体で安全体制づくりを進めます。

### ② 子育てしやすい環境づくり

家事・育児は男女の共同責任という意識の啓発を図るとともに、家庭・地域・市・事業者などが一体となった子育て支援体制の構築を目指し、男女共同参画の推進に努めます。

### ③ 多様化する保育ニーズへの対応

子育てを応援できる地域づくりと、保護者が仕事や病気、育児ストレスなどにより保育が困難な時の支援体制づくりを推進します。

### ④ 社会的支援機能の体制づくり

市民、市、各関係機関が連携した社会的支援機能の体制づくりに努め、援助を必要とする児童を早期に発見し、早期の対応が行えるように支援体制の充実を図ります。

## 具体的施策の展開

### ① 安心・安全ネットワークの拡充

市は

- \* 児童の放課後、週末の居場所である児童館を安心できる子育て支援施設とし、子どもが豊かな心を育める児童館運営に努めます。
- \* 子ども特別対策推進員、家庭児童相談員（児童館館長）を中心に保育園長や教育委員会のスクールメンタルアドバイザー、児童相談所等の関係機関と連携し、子育て支援のための相談事業を実施します。

市民は

- \* 子どもの非行や犯罪、いじめを防ぐために、地域の子どもは地域で守り育てるという意識を高めましょう。
- \* 子どもを犯罪から守る「安心の家」や、高齢者などによる「子ども見守り隊」など、世代を超えた交流を図る中から、地域での子育て支援活動を推進しましょう。

### ② 子育てしやすい環境づくり

市は

- \* 男女共同参画の啓発を行い、共同で育児を行う意識づけを行います。
- \* 子育てを応援するための「子育てサロン」や「つどいの広場」で、育児に関する相談に応じるとともに育児講座を開催するなど子育て支援事業を推進します。

社会福祉協議会は

- \* 子育てグループへの活動を支援するため、ボランティアセンターを情報交換等の支援・場として提供します。

事業者は

- \* 男女平等の雇用機会の確保と、男女共同で子育てを行うための労働条件や就労環境の配慮に努めましょう。

市民は

- \* 男女平等意識を持ち、共同で家事・育児を行うことに心がけるとともに、職場や地域における研修会など積極的に参加しましょう。
- \* 日常的な声掛けなどを行い、子育て家庭との交流を図る中で、地域での子育て支援をしましょう。
- \* 市などが行う子育て支援事業を利用しましょう。

### ③ 多様化する保育ニーズへの対応

市は

- \* 一時保育や長時間保育、休日保育、病児・病後児保育など保護者のニーズに応じた保育内容の一層の充実を図ります。
- \* 環境整備を図るため、老朽化が進んでいる施設改修の計画的な実施に努めます。
- \* 幼稚園・保育園などにおいて、発達の気になる児童について保健師や心理専門職が相談に応じ、保育上の助言や医療・療育の必要性についての助言を行います。

社会福祉協議会は

- \* 育児支援のファミリーサポート事業<sup>\*</sup>として軽症の病児の預かり、冠婚葬祭・通院・PTA等、参加する際の預かり等の支援やサポーター（助っ人会員）の養成なども行います。

### ④ 社会的支援機能の体制づくり

市は

- \* 子ども対策特別推進委員会を中心として、援護を必要とする児童の状況把握と支援活動を行います。
- \* 主任児童委員と連携して要保護児童の情報を収集し、早期発見に努めます。
- \* 関係機関、保健師、保育士などを交えた「佐久市要保護児童対策地域協議会<sup>\*</sup>」を中心として、援助、支援活動を充実します。

市民は

- \* 地域での見守り、声掛けなどを行って、援護を必要とする児童の発見に協力しましょう。

※ファミリーサポート事業（ほっと・ホット）：社会参加などを目指す方々の育児と介護を両立させ、社会的活動への参加を支援するために、支援を必要とする人と支援する人の橋渡しを行う事業。

※佐久市要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子どもなどに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくための地域協議会。

## (2) 人にやさしいまちづくり

### これまでの主な取り組み

- 人にやさしい歩行空間の確保のため、歩道の段差解消を行っています。
- 市営住宅では建て替えに合わせ、バリアフリー\*化を行っています。また、既存公共建築物改修ではスロープの設置、障がい者・高齢者専用の駐車場設置を行っています。
- 人工こう門、人工ぼうこうを持つ方の利便性向上のため、市役所本庁舎と野沢会館にオストメイト\*対応のトイレの設置を行いました。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市を5つの日常生活圏域に分け、それぞれの圏域での施設状況や利用希望者の待機状況等を勘案して、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームを整備しました。
- 市が設置する共同作業所のサービス体制を見直し、運営の充実を図りました。
- 市庁舎内に手話通訳士を配置しました。

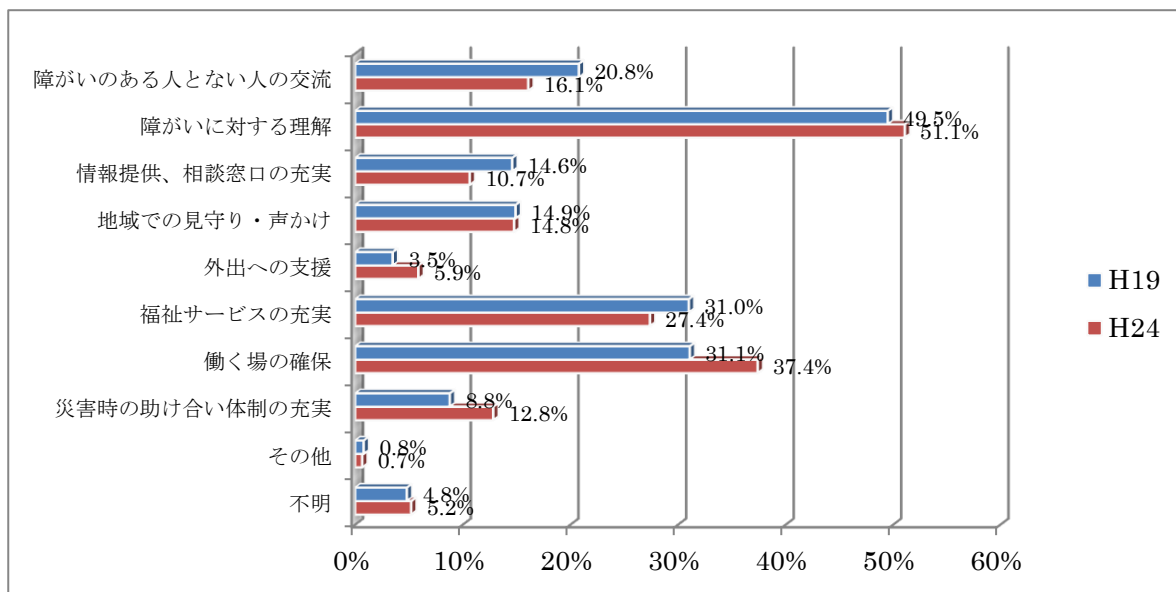
### 現状と課題

- 多くの市民は、住み慣れた地域や家庭で生涯安心した生活を送り、自立して社会参加できる環境を望んでいます。  
高齢者や障がい者が地域で生活するためには、偏見や差別などのない心のバリアフリーの普及啓発が強く求められているのはもちろんのこと、道路や公共施設などのバリアフリー化を推進することも必要となっています。
- 家族にとって介護の負担は重く、市民アンケートの自由回答では「高齢者を自宅で家族だけで介護するのは困難」「老人施設は安心していつでも入所できるようになればよい」や、「市内の交通の便がよいところに障がい者施設が欲しい」などの意見がありました。待機者の解消を図るための施策として、施設サービスの充実とともに、在宅においても安心して生活ができるようなサービスの充実が必要です。
- 市民アンケートでは「障がいに対する理解」「働く場の確保」「福祉サービスの充実」が上位を占め、外出する機会が少ない障がい者にとって、身近な所に通所できる施設や社会参加できる場づくり、また障がい者が地域で暮らしていくために、雇用の場の確保と情報提供を含めた仕組みづくりが求められています。(図7)
- 市民アンケートでは、「今後、市が取り組むべき施策」に関する回答として、「高齢者や障がい者等の居場所づくり」が48.9%、「在宅で暮らせるサービスの充実」が48.5%と、上位を占めましたが、年代別に見ると、60歳代から70歳以上では「在宅で暮らせるサービスの充実」を期待し、30歳代では「保育サービスや児童福祉施設の充実」を望む声が多いという結果となりました。(図8)

※バリアフリー：建築設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障がい者に配慮すること。製品設計にも応用されている。

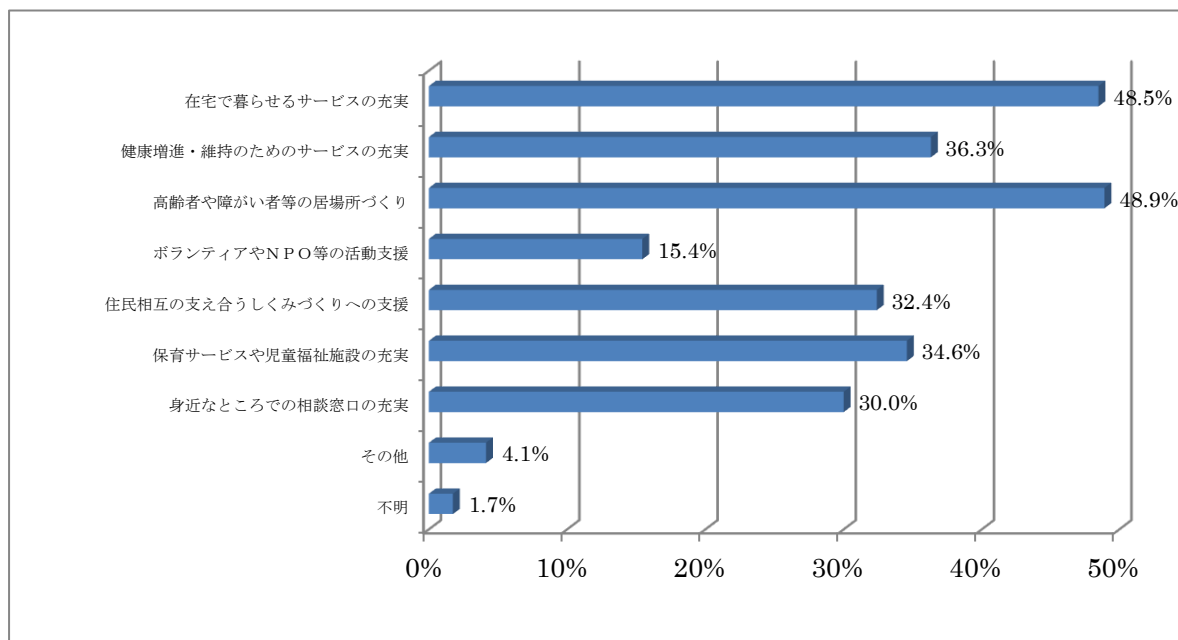
※オストメイト：人工こう門や人工ぼうこう（ストーマ）を持つ人

(図7) Q 障がいのある人を社会参加しやすくするため地域として大切なことは何だと思いますか。



(資料 : 平成19・24年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

(図8) Q 今後、市はどのような施策を優先して取り組むべきだと思いますか。



(資料 : 平成19・24年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

## 施策の方向

### ① まちのバリアフリーの推進

障がい者をはじめ、誰もが地域で共に暮らしていく地域づくりのために、ユニバーサルデザイン\*を視点にしたまちのバリアフリー化を推進します。

### ② 福祉施設の充実

障がい者や高齢者及び介護家族を地域で支え、また日常の生活の質を高めるために、福祉施設の充実を図る必要があります。

### ③ 障がい者の就労支援

障がい者の経済的自立や社会参加を促進するために、公共職業安定所や福祉関係機関、事業所などとの連携を強化し、就労機会の拡大に努めます。

## 具体的施策の展開

### ① まちのバリアフリーの推進

市は

- \* 高齢者・障がい者・子どもにやさしい歩行空間確保として、歩道の段差解消を進めます。
- \* 市営住宅の整備に合わせ居室の段差解消を進めるとともに、公共建築物の改修に当たってはスロープの設置、障がい者や高齢者専用の駐車場や多目的トイレの設置など、バリアフリー化に努めます。

事業者は

- \* 建物の段差の解消やトイレ、駐車場などのバリアフリー化に努めましょう。

市民は

- \* あらゆる機会を通して、ユニバーサルデザインやバリアフリーへの理解を深めましょう。

### ② 福祉施設の充実

市は

- \* 障がい者の日中活動の場及び生活の場の量的・質的な充実を図るため、サービスを提供する事業者へ働きかけます。
- \* 高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域での生活継続が可能となるよう、生活圏域ごとに地域の必要に応じた多様なサービスを提供するため、施設サービスと在宅サービスのバランスのとれた介護基盤の整備を進めていきます。

事業者は

- \* 地域に開かれた施設を目指し、施設利用者と地域の住民との交流を積極的にしましょう。
- \* 利用者のニーズに沿ったサービス提供に努めましょう。

※ユニバーサルデザイン:すべての人が使いやすいように考慮してつくられた都市や生活環境をデザインする考え方。



### ③ 障がい者の就労支援

市は

- \* 佐久圏域障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、雇用者の障がいに対する理解を深め、就労の場の確保と就労の定着のための支援を行います。

事業者は

- \* 障がい者の就労に理解を深め、積極的な雇用に努めましょう。

市民は

- \* 地域や職場で障がいのある人への理解を深めましょう。

### (3) 福祉サービスの適切な利用の促進

#### これまでの主な取り組み

- 佐久広域連合障害者相談支援センター\*では、専門のコーディネーターが障がい者の相談支援を行いました。
- 配偶者暴力（DV）\*等の相談窓口として、女性相談員を配置しました。
- 児童虐待に対応するため、市と関係機関の担当者と連携して要保護児童に対し支援・援助を行う「要保護児童対策地域協議会」を設置しました。
- 広報や市のホームページのほか、「福祉のしおり」を通じて福祉サービスに関する周知を行いました。

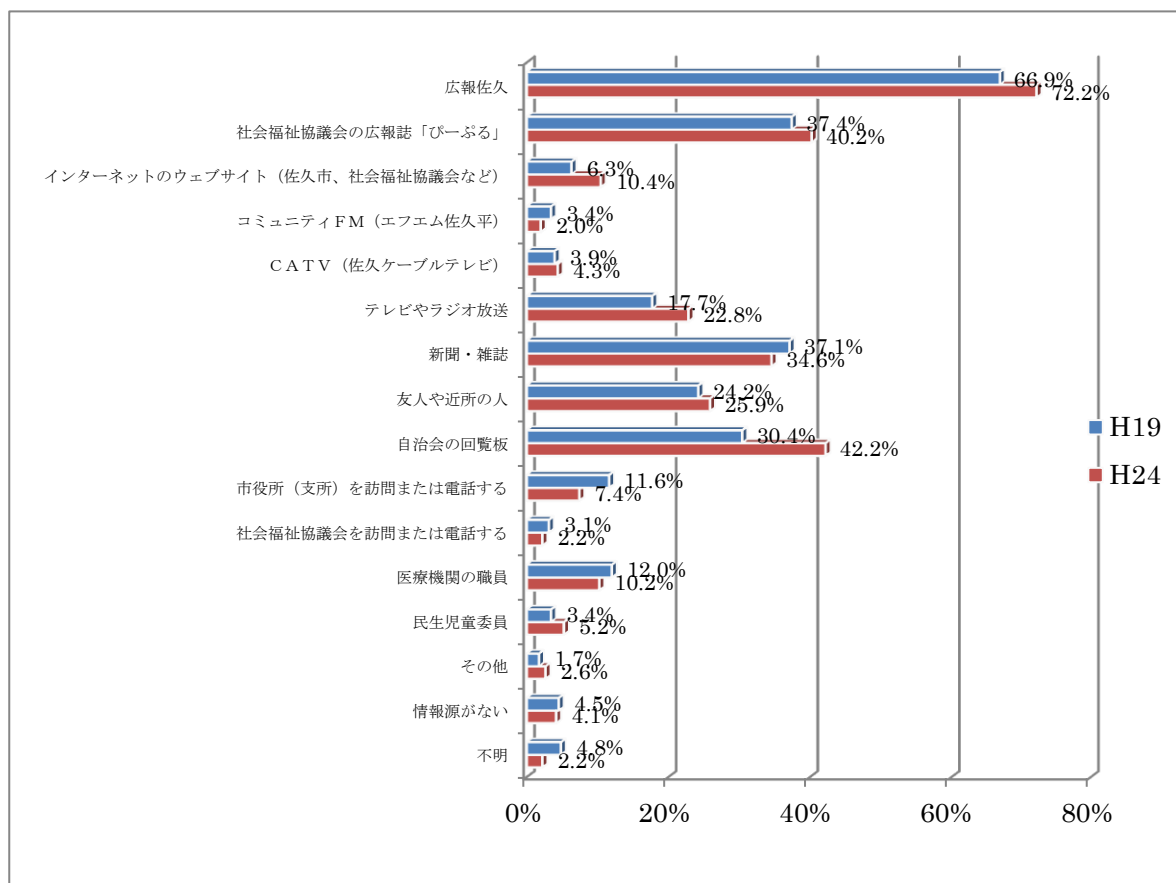
#### 現状と課題

- 市民アンケートでは、「福祉サービスに関する情報を市や社会福祉協議会の広報・回覧板等で入手している方」が多くみられましたが、半面「情報を得る手段がない、福祉に関する相談窓口がわからない」といった意見も寄せられました。（図9・自由回答）
- 地域で生活や福祉などの様々な問題を抱える市民が、福祉サービスを利用するにあたり、情報提供のあり方や、より利用しやすい仕組みを整える必要があります。
- 判断能力が不十分となった方々の福祉サービスの利用や、財産を守るため成年後見制度をはじめとする権利擁護の普及と啓発が必要です。

※佐久広域連合障害者相談支援センター：H19年4月からH24年3月までは佐久障害者相談支援センターとして、H24年4月からは、佐久広域連合が野沢会館内に設置。身体・知的・精神障がい者、障がい児の相談に応える。

※DV（ドメスティックバイオレンス）：同居の有無を問わず配偶者や恋人など近親者間に起こる暴力全般をいう。身体的・心理的・経済的・性的暴力などを指す。

(図9) Q あなたは福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。



(資料 : 平成19・24年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

## 施策の方向

### ① 相談体制の充実

必要な福祉サービスを誰もが円滑に利用できる環境を整えるために、市民が気軽に相談できる体制づくりを行います。

### ② 福祉サービスの充実と質の確保

市民の誰もが情報を得られるために、様々な生活様式や各世代の市民に対応し、わかりやすい福祉サービス情報の提供に努めます。

福祉サービスに対するニーズが多様化・複雑化している中で、様々な専門機関や地域組織と連携して、利用者にとって最適なサービスの提供を目指します。

### ③ 権利擁護の推進

社会福祉制度改革により、福祉サービスは契約型の利用になっています。福祉サービスを利用するには情報、サービス内容の理解、福祉制度の理解など契約当事者として判断能力が求められます。自分で判断することが困難な高齢者や障がい者が、安心して必要なサービスを受けることができるように権利擁護の推進を図ります。

## 具体的施策の展開

### ① 相談体制の充実

市は

- \* 市の福祉関連窓口（保健・福祉・医療）や、佐久広域連合障害者相談支援センターほか障がい者支援に関わる機関との連携を強めるとともに、障がい福祉サービスのマネジメント機能を担う相談支援事業所の拡充を図ります。
- \* 高齢者・児童・障がい者虐待に対しては、早期発見と迅速な対応、また虐待防止のための支援体制の充実を図ります。
- \* DV等の相談窓口として配置している女性相談員を中心に、関係機関と連携を図りながら相談業務の充実を図ります。
- \* 高齢者総合相談窓口として、5つの「地域包括支援センター」\*の相談機能を充実します。
- \* 児童の養育について相談に応じる「子ども特別対策推進員」また、児童館の家庭児童相談員（館長兼務）の周知を図るとともに、相談しやすい環境を整備し、適切な対応に努めます。

社会福祉協議会は

- \* 判断能力に不安がある高齢者や障がい者に対して、日常生活自立支援として福祉サービス利用の相談及び日常的な金銭管理を支援します。
- \* 心配ごと相談所を月2回開設し、必要に応じ法律の専門家につなげます。

事業者は

- \* 他の事業所や関係機関との連携を常に図り、適切な対応に努めましょう。

市民は

- \* 広報などを通じて日常的なサービスと相談窓口についての知識を深めましょう。

### ② 福祉サービスの充実と質の確保

市は

- \* 広報等での情報提供や、「福祉のしおり」の作成とホームページへの掲載により周知を行い、福祉サービスの利用促進を図ります。

社会福祉協議会は

- \* 「佐久市社協ぴーぷる」を隔月で発行し、情報等を紹介します。また、ホームページでも情報を随時提供します。
- \* 各種の研修会を実施し、より質の高いサービスを提供します。

---

※地域包括支援センター：市内5か所に設置し、高齢者に関して総合的な窓口、介護予防事業マネジメント、権利擁護、包括的・継続的なマネジメントの支援等を行う中核機関のこと。

事業者は

- \* 提供している福祉サービス内容の情報や費用負担などについて、広く市民に情報提供しましょう。
- \* 福祉サービスに対する利用者の苦情や要望が言いやすい体制づくりに努めましょう。
- \* サービス提供従事者などに対し、専門性を高める研修を行い、質の向上に努めましょう。
- \* サービス利用者への十分な説明を行い、利用者からの意見、提案、苦情に対しては、速やかに対応しましょう。

市民は

- \* 広報誌や回覧板、各種会合などを通じて、福祉サービスに対する理解を深めましょう。
- \* 福祉サービスだけでは補えない日常的な手助けを、地域でお互いにし合いましょう。

### ③ 権利擁護の推進

市は

- \* 成年後見制度\*を利用しやすいものとするため、佐久広域連合成年後見支援センターによる支援につなげるとともに、経済的に利用が困難な方への費用援助を行います。

社会福祉協議会は

- \* 判断能力が不十分な高齢者や障がい者に対して、福祉サービス利用の相談及び日常的な金銭管理を支援します。
- \* 高齢者の権利擁護における相談窓口として、日常生活自立支援事業\*と成年後見制度の連携を図ります。

事業者は

- \* 利用者の利益と権利擁護のための支援を行いましょ

市民は

- \* 地域で判断能力が不十分な高齢者や障がい者に気づいた場合、民生児童委員、又は市や社会福祉協議会につなげましょう。

---

※**成年後見制度**：知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。具体的には、法的に選任された代理人によって、判断能力が不十分な人に関する契約の締結などを代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合それを取り消すなどして、これらの人を不利益から守るもの。

※**日常生活自立支援事業**：高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用などに関する相談やお手伝い（援助）をし、その生活を支援する事業。

## (4) 地域福祉を充実し促進するための仕組みづくり

### これまでの主な取り組み

- 災害時住民支え合いマップ<sup>\*</sup>の作成を社協・区長会・民生児童委員会を通じ、作成の推進を行いました。
- 自主防災組織を240区中230区で設置し、地区の防災訓練活動を行いました。また、防災資機材等整備事業補助制度の活用として各組織の防災資材の充実を行いました。
- 少年センター補導委員・専門補導委員による街頭補導による補導活動の実施、小・中・高等学校への訪問による情報交換を行いました。
- 地区育成会では、危険箇所の確認や安全教室などを行いました。

### 現状と課題

- 市民アンケートでは、「隣近所でも深く付き合うことができない」という意見が見られました。このように、近隣住民とのつながりやつきあいの希薄化が進んでいる反面、近隣の人に、「災害時や緊急時には手助けをして欲しい」という人が多く見られました。(図12・自由回答)

- 市民アンケートでは、「近隣の人と日頃から助け合っている」と答えた人は23.9%でした。

また、地域生活について「住民が協力し住みやすくするように心がける」ことが大切と考える人が55.9%いました。

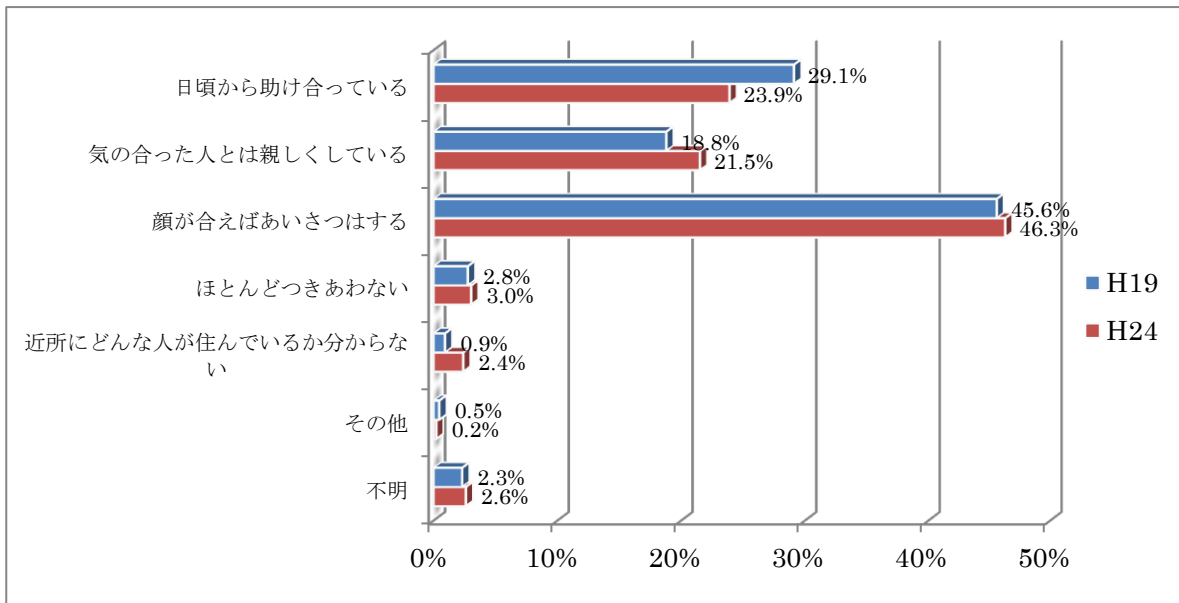
地域で安心して暮らすためには、近隣での助け合いが必要であり、地域福祉の推進にあたっては、市民一人ひとりのつながりを強め、お互いの信頼関係を築いて地域コミュニティの活性化を図るなど、お互いが支え合える地域のネットワークづくりが重要です。

日頃から緊急時における要援護者の情報を適切に把握し、要援護者が安心して地域生活を送ることができるようにする仕組みづくりが必要となってきます。

災害時住民支え合いマップの作成率も高まってきていますが、今後は、この活用方法と、緊急時にも役立つようにするための日頃からの心掛けが重要です。(図10・図11)

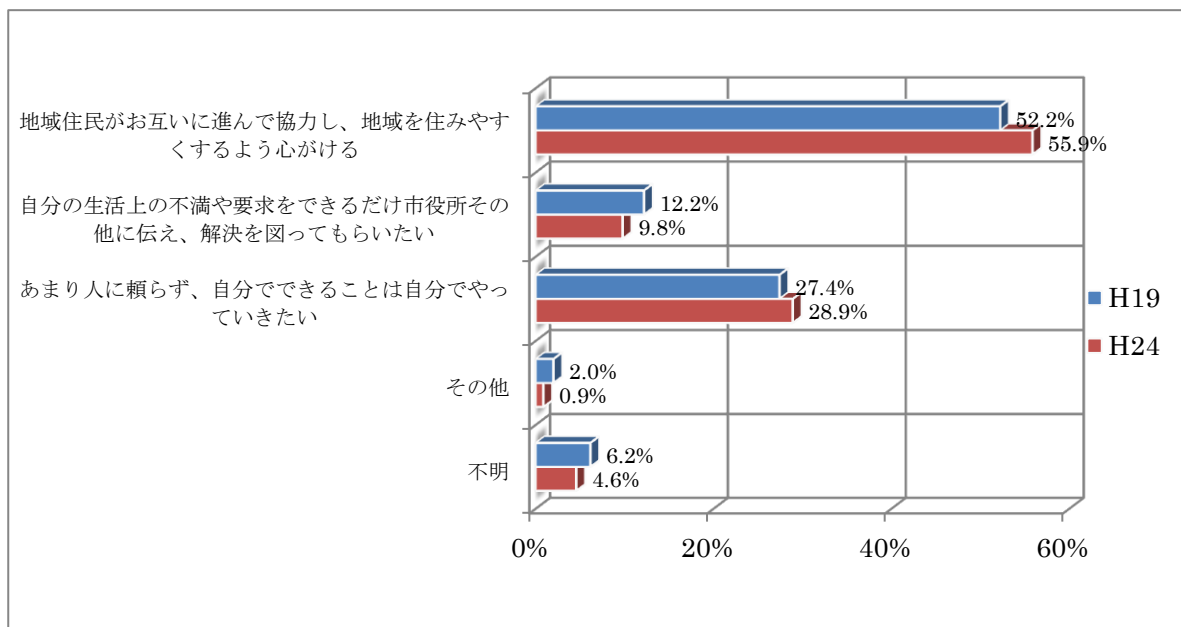
※災害時住民支え合いマップ:災害時などに援護が必要な高齢者や障がい者を迅速かつ安全に避難誘導するために、地域の支援者や避難所など社会資源などの情報をマップ(地図)にしたもの。

(図 10) Q 近隣の人とどの程度の付き合いをしていますか。



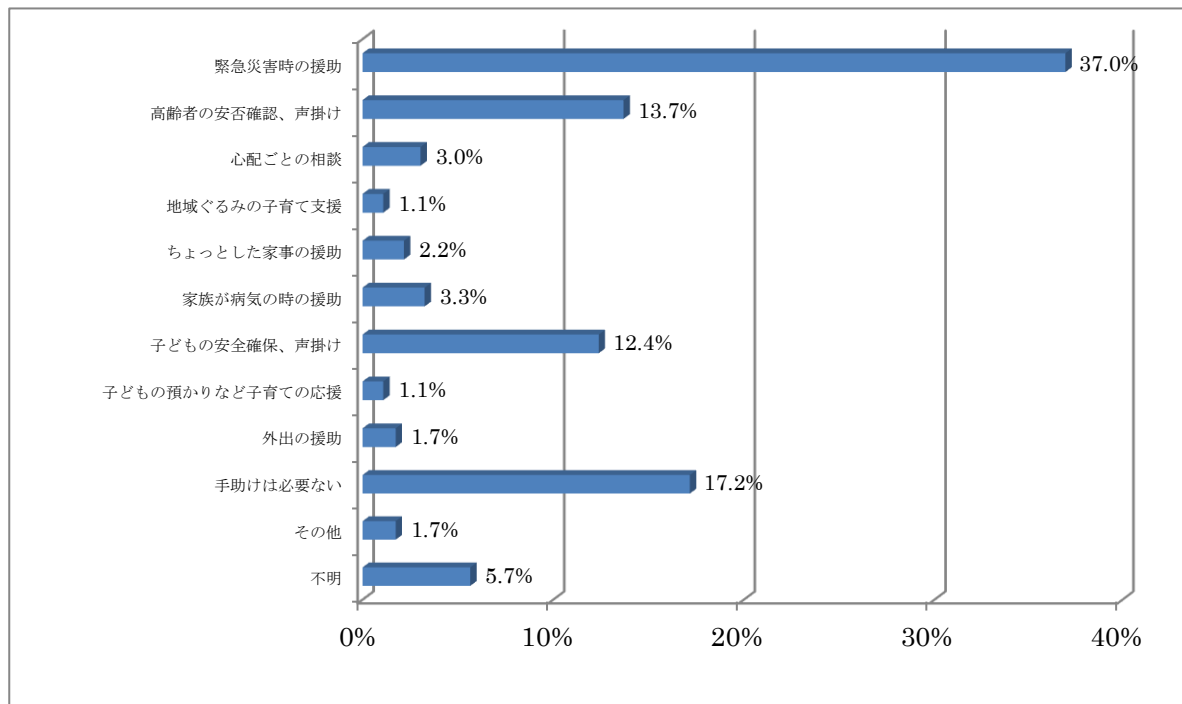
(資料 : 平成 19・24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

(図 11) Q 地域生活についてどのようにお考えですか。



(資料 : 平成 19・24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

(図 12) Q あなたが近隣の人に手助けをお願いしたいことについてお答えください



(資料 : 平成 19・24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

## 施策の方向

### ① 地域福祉ネットワークの構築

地域における保育園や老人ホームなど、さまざまな施設、団体などと連携・協力して、地域住民がその地域の実情に応じて活動ができるように、保健、医療、福祉などの地域福祉のネットワークを一層強化し、要援護者がネットワークから外れない仕組みづくりを推進します。

このネットワークにより、地域住民が日常生活の中で困っていること、援助を求めていることの情報把握し、適切なサービスの提供につなげていくための支援体制づくりを推進します。

### ② 万々に備えた地域の体制づくり

近年、各地で相次いだ大規模災害などを背景に、市の総合防災訓練などを通して市民の防災意識は高まっています。地震や台風など大きな災害が発生したとき、地域の住民が協力し避難、救援などの活動がスムーズに行えるように、自主防災組織の育成に努め、災害時の支援体制の充実を図ります。

また、誰もが安全で安心して暮らせる地域を築くために、家庭・地域・学校・市・事業者・関係機関相互の連携を強化し、防犯活動・防犯体制の充実を図ります。

## 具体的施策の展開

### ① 地域福祉ネットワークの構築

市は

- \* 災害時住民支え合いマップを市内全域で作成できるよう、区長会・民生児童委員協議会などと連携して推進します。
- \* 市と社会福祉協議会で連携し、住民自ら、地域福祉問題に取り組むための地域福祉ネットワーク活動を区単位で実施し、ふれあいいきいきサロン事業<sup>\*</sup>の推進に努めます。

社会福祉協議会は

- \* 地域住民の参加と、市や福祉施設等との関係機関の連携のもとに、地域に即した地域福祉ネットワーク活動事業<sup>\*</sup>を展開し、市民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域づくりを行います。

事業者は

- \* サービスを必要とする人が適切なサービスが受けられるように、関係機関との連携を図りましょう。

市民は

- \* 日頃のお付き合いを通じ、地域内での結び付きを強めましょう。

### ② 万々に備えた地域の体制づくり

市は

- \* 各地区において災害時住民支え合いマップを活用し、民生児童委員との協力により地域での要援護者の把握や日常の見守り、安否確認等の活動を支援し、情報の確保に努めます。
- \* 地域住民との連携を深め、災害時要援護者避難計画の策定を推進します
- \* 自主防災として、災害に強いまちづくりのため地域防災組織の設置を推進します。また、防災資機材等整備の充実を図るとともに、総合防災訓練・地域での防災訓練への参加を通じ、防災に対する意識の高揚を図ります。
- \* 一斉同報メールシステム等情報伝達手段を多様に利用可能とすることで、大規模な災害への対応を図ります。
- \* 地域防犯活動の一助として、安全安心な地域づくりに貢献するため、少年の街頭補導に積極的に取り組みます。

---

※ふれあいいきいきサロン事業：地区公民館などの身近な場所を利用して、介護予防活動などを地域住民が自主的に行う事業。

※地域福祉ネットワーク活動事業：地域の課題を早期発見、早期対応し地域で解決するために推進員を配置する事業。



社会福祉協議会は

- \* 地域福祉ネットワーク活動の推進や災害時住民支え合いマップの作成を通じて、住民の皆さんとともに、誰もが安心して暮らしていける地域づくりを図ります。
- \* 赤十字奉仕団との連携を図り、災害時における地域での活動の支援を行います。
- \* 日頃から地域での目配り・気配り・声掛けができる地域づくりを推進します。
- \* 老人クラブ連合会との連携として登下校における子どもの見守り活動を支援します。

事業者は

- \* 災害時において、地域の要援護者を受け入れるなど地域の救援活動に協力しましょう。
- \* 事業所自身の防災対策に加え、地域が行う防災訓練への参加や、地域との応援協定など必要に応じて検討しましょう。

市民は

- \* 自主防災組織の役割を認識し、自己の安全確保と地域での支援活動を進めましょう。
- \* 地域の防犯指導員や関係機関と連携し、声掛け運動の実施や子どもを守る「安心の家」の設置など、地域ぐるみの防犯活動を実施しましょう。
- \* 災害時に支援を必要とする人は、日頃から身体状況や必要な薬などの情報を知らせることができるよう準備しておきましょう。

## ＜第2節 安心・安全に暮らせる社会づくり数値目標＞

	現 状 値	目 標 値
障害者相談支援事業所数	H24 : 5 事業所	20 事業所
子育てサロンの延べ利用者数	H22 : 7,900 人	8,300 人
つどいの広場の延べ利用者数	H22 : 15,100 人	15,800 人
災害時住民支え合いマップの作成	H23 : 197 行政区	240 行政区

## 第3節 心とからだの健康（生きがい）づくり

「自分の健康は自分でつくる」を理念に、「守る健康」から「つくる健康」への意識改革を進め、市民一人ひとりが心とからだの健康管理、体力増進など、自らの健康づくりを実践できる環境の整備が求められています。

少子高齢化や国際化の進展などの社会情勢の変化や、情報化社会の到来により、私たちに求められる知識や技能は、ますます多様化しています。いつでも、どこでも学習できる活動機会の提供に努め、生涯を通して生きがい・やりがいを持ち、知識・技術を必要なときに学習できる環境の整備を進めます。

また、経済成長を支えてきたいわゆる団塊の世代が退職を迎え、優れた知識・技術や知恵を持つ元気な高齢者が地域社会で増加しています。かつては、地域の監督や調整役といった役割を担っていた中高年の世代が、健康で生きがいを持って暮らしていくためにも、地域活動へ参加できる仕組みづくりを進めます。

### (1) 健康づくりの推進

#### これまでの主な取り組み

- 佐久市健康づくり 21 計画に基づき、生活習慣の見直しをする取り組みを推進しました。
- 佐久市食育\*推進計画を作成しました。
- 自殺防止への理解と関心を高めるための、講演会やシンポジウムを開催しました。
- 健康診査受診率を高めるため、保健補導員会\*や医師会と協働し、PRキャンペーンを実施しました。
- 保健補導員会の地区自主活動や食生活改善推進協議会で「ぴんころ食」の普及を行いました。
- 寝たきり予防のため保健師等による健康相談や、栄養士、健康運動指導士が行う健康教育や健康に関する講話などを実施してきました。
- 認知症に対する理解をより多くの人に深めてもらうため、認知症予防・啓発事業を推進しました。
- 「お達者応援団\*育成塾」を開催し、地域でふれあいいきいきサロンを実施するためのボランティアの育成を行いました。

※食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

※保健補導員会：市民の健康生活推進のための問題発見者として、また地域の健康管理の担い手、さらには保健福祉行政の協力者・理解者として自主的に活動している組織。

※お達者応援団：介護予防を地域で自発的に率先して行うことができる人。

## 現状と課題

- 心理的ストレスによる心の疾病が増加傾向にあるため、心の健康を保つため、精神保健事業を推進する必要があります。
- 心の健康づくりの観点から、悩みを抱える人や家族の相談支援体制の強化と自殺防止対策を進める必要があります。
- 精神保健事業の充実を図るため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみでの精神障がい者に対する理解と支援を推進する必要があります。
  
- 核家族化やライフスタイルの多様化に伴う食生活の変化により、栄養の偏りや朝食欠食など食習慣の乱れにつながっている状況がみられることから、健全な食生活の普及に向けた食育活動が求められています。
- 保健補導員を育成し、地域と一体となった保健予防活動や健康づくり施策を進める必要があります。
- 市民が心身ともに健康で暮らせるよう、森林セラピー<sup>\*</sup>や健康運動施設などの利用を通じた健康増進を推進する必要があります。
- 健康診査の受診率向上のため、健康教室や広報活動の一層の充実を図るとともに、医療機関と連携した特定保健指導<sup>†</sup>などを含め、より効果的な指導方法を検討する必要があります。

## 施策の方向

### ① 健康のための生活習慣・生活環境の改善

市では、「佐久市健康づくり21計画」に基づいて市民の健康づくりの推進を図っています。この計画の基本的な視点は、生活習慣を形成する「栄養・食生活」「運動・身体活動」「心の健康」「歯の健康」「たばこ」「アルコール」「生活習慣病」「感染症」の分野別に、市民一人ひとりが取り組んでいけるように、健康づくりの行動目標を掲げ、個人の努力から地域で支える仕組みづくりを推進します。

### ② 介護予防体制の充実

市では、高齢になっても健康を維持し、要介護状態になることを防ぎ、自立した生活ができる元気な高齢者を増やし、健康で長生きして कोरोリ と人生を全うする「PPK<sup>\*</sup>の里」づくりを理想としています。そのために、介護予防に関する正しい情報を提供し、高齢者が自主的に社会参加できる環境づくりを進めます。

### ③ 地域における健康づくりへの支援

健康づくり運動の目的を達成するために、行政機関をはじめ、医療機関、教育関係機関、保健補導員などの健康に関わる様々な関係者がそれぞれの特性を活かしながら連携し、地域ぐるみで健康づくりに取り組めるように支援します。

---

<sup>\*</sup>森林セラピー：医学的に裏付けされた森林浴効果をいい、森林環境を利用して心身の健康維持・増進、疾病の予防を行うことを目指すもの。

<sup>†</sup>PPK：「ピン・ピン・ कोरोリ 」の略。「健康で長生きして कोरोリ と人生を全うする」という意味。

## 具体的施策の展開

### ① 健康のための生活習慣・生活環境の改善

市は

- \* 毎月児童生徒に配布する「給食だより」で、郷土料理等の紹介、給食のレシピ、食材生産者の紹介、さらには食事のマナー等の情報の発信を行います。
- \* 広報活動や地区活動を通して、生活習慣病予防に着眼した健診や、がん検診の必要性を周知、啓発するとともに、早期発見・予防のために受診率の向上を図ります。
- \* 「運動」「栄養」「休養」の三大要素を基調に、「健康は自分でつくる」という市民の健康意識の高揚を図ります。
- \* 乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた「食育」推進事業を通し、健康づくりを進めます。
- \* 森林セラピー基地※（春日の森・平尾の森）を市民の健康増進に有効活用するように、さらに普及活動を進めます。
- \* 市民の健康増進のため、運動の習慣化を推進するためウォーキングを普及します。
- \* 生活習慣病予防のため、「ぴんころ食」の普及をさらに推進します。
- \* 「いきいきふれあいサロン」などを通じて、運動や栄養等の健康に関する講話を行います。

市民は

- \* 健康づくりに関心をもち、地域での健康づくり活動を進めましょう。
- \* 健康のために年に一度は健康診査を受診しましょう。
- \* 自分に合ったストレスの解消法を見つけるなど、心の健康維持に努めましょう。

※森林セラピー基地：生理的にリラックス効果をもたらすことが実証され、森林環境や滞在施設などにおいても優れていると認められる地域。林野庁などで構成する森林セラピー実行委員会が認定する。

## ② 介護予防体制の充実

市は

- \* 「介護予防ふれあいサロン事業<sup>\*</sup>」などを通じて高齢者の交流促進を図り、地域に根づく介護予防の推進に努めます。
- \* 「お達者応援団育成塾」により、地域における介護予防のリーダーとなる人材の育成を推進します。
- \* 「地域包括支援センター」と連携しながら二次予防高齢者<sup>\*</sup>の実態把握に努め、対象者を「介護予防ふれあいサロン事業」などの介護予防事業の利用へつなげます。
- \* 健康長寿体操の普及に努めます。

社会福祉協議会は

- \* 高齢者が地域の中で心身共に元気で生活できるよう、ふれあいきいきサロン事業の推進に努め、相談、支援をします。
- \* ふれあいきいきサロンのボランティア（世話人）の集いを開催し、意見交換や交流の場を提供します。

市民は

- \* 市や社会福祉協議会が行う介護予防・地域支援事業を活用し、健康づくり・介護予防に努めましょう。

## ③ 地域における健康づくりへの支援

市は

- \* 地域の人々が支えながら楽しく健康増進を行えるよう、保健指導員会や食生活改善推進協議会などの地区組織を育成し、活動しやすい環境作りに努めます。
- \* 市民ニーズに応じた各種健康づくりに関する事業を実施し、市民参加の促進と健康づくりに対する意識の高揚を図ります。
- \* 精神保健に関する研修や情報提供を通じ、精神疾患等に対する偏見のない地域づくりを目指します。
- \* 自殺防止のための相談支援体制の強化を図ります。
- \* 心の健康づくりについて、関係機関との連携を図り、ネットワークを構築することによって、地域ぐるみでお互いの心の健康に配慮しながら支え合う体制を整備します。
- \* 自殺の危険性の高い人の早期発見や早期対応を図るため、ゲートキーパー<sup>\*</sup>養成研修を開催し、気づきができる人材を育成します。

市民は

- \* 地域での健康づくり活動に積極的に参加しましょう。
- \* 心の健康について理解し、身近な人のいつもと違う様子に気づき、声を掛けましょう。

※介護予防ふれあいサロン事業：二次予防高齢者に対して、老人福祉センターなどの施設を利用して介護予防のための運動指導、うつ・閉じこもり・認知症予防のための音楽、レクリエーション活動を提供する事業。

※二次予防高齢者：65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれのある高齢者。認定されると運動機能向上、栄養指導、口腔機能向上などの介護予防プログラムを受けることができる。

※ゲートキーパー：身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、見守りや必要に応じて専門相談機関へつなぐなどの役割が期待される人材。

## (2) 生涯学習の推進

### これまでの主な取り組み

- 青少年健全育成事業として、ジュニアリーダー研修、青少年健全育成会市民集会での講演会、県警薬物乱用防止広報車による広報活動、またふるさと創生事業として中学生海外研修、洋上セミナー（H21年度終了）を行いました。
- 生涯学習活動支援として「学校開放講座」（H23年度終了）、「佐久市生涯学習市民のつどい」、「まちじゅう音楽祭」を行いました。
- 各小中学校では、地域に開かれた学校づくりとして、総合的な学習の時間を中心に地域の皆さんと共に郷土学習・実習・体験活動を行いました。
- 生涯学習情報の提供・青少年健全育成での子ども情報誌「佐久っ子だより」少年センターだより「みちびき」の発行を行いました。

### 現状と課題

- 経済のグローバル化や高度情報化の進展などに伴い、個人の適応力の向上が求められるなど、生涯を通して主体的に学び続けることが必要となっています。さらに、自分の経験を社会に活かす機会を望む市民は増加し、生涯学習へのニーズの多様化が望まれます。
- 生涯学習への市民の期待と関心に対応するために、高齢者大学などの地域公民館活動の充実を図ってきました。  
今後は、市民一人ひとりが学習活動に参加する意識をさらに高めていくために、きめ細かな生涯学習情報の提供や啓発、指導者の確保と育成、それぞれのライフステージに応じた生涯学習活動の充実を積極的に行っていく必要があります。

### 施策の方向

#### ① 学習機会の充実

生涯学習センターや、地区公民館、図書館など、市民の生涯学習活動の拠点となる施設の充実と利用促進を図り、市民が生涯にわたって意欲や興味に応じて、いつでも、どこでも、自由に学ぶことができる環境を整えます。

#### ② 家庭・学校・地域の連携

地域の活性化には、家庭や地域での教育力の再生が不可欠であり、家庭・学校・地域が連携し、地域社会への参加を通じた学習機会の充実に努めます。

#### ③ 学習情報の提供

市民が学習活動に参加する気運を高めるために、学習情報の提供に努めます。

#### ④ 生涯学習指導者の確保と育成

市民の自主的学習活動への支援のために、中高年世代の培った経験を活用するなど、指導者の育成を行い、多面的な生涯学習を支援します。

## 具体的施策の展開

### ① 学習機会の充実

市は

- \* 地域の連帯と交流を深めるために、地域公民館活動の充実を図ります。
- \* 市が提供している生涯学習事業を一元的に管理することで、「佐久市生涯学習基本構想・基本計画」と市民ニーズに沿った生涯学習活動となるよう、充実を図ります。

社会福祉協議会は

- \* 地域住民がボランティア活動について学び、体験する機会が得られるよう、各種講座や研修会等を開催し、ボランティアの育成に努めます。

市民は

- \* 地区公民館活動などに参加して余暇を楽しみましょう。

### ② 家庭・学校・地域の連携

市は

- \* 小中学校では、総合的な学習の時間を中心に、地域の皆さんと共に郷土学習や実習、体験活動など地域性を活かした学校づくりに取り組みます。
- \* コスモスプラン<sup>\*</sup>実践の輪を広げ、朝の一斉読書や地域の人々による読み聞かせなど教育活動の活性化を図ります。
- \* 学習の場として、市民が気軽に立ち寄れる地域公民館の活動を促進します。

社会福祉協議会は

- \* 地域福祉の必要性を啓発するため、地域での学習の場を広げます。

市民は

- \* 子ども会行事などの運営や地域の学校行事への参加を通して、地域の児童と積極的に交流しましょう。

### ③ 学習情報の提供

市は

- \* 生涯学習機会情報を一元的に管理し、「生涯学習情報マナビィさく」<sup>\*</sup>として、市ホームページ上に情報公開するほか、各支所・各公民館・各図書館に情報を掲示するなど、生涯学習情報の提供を充実します。
- \* 子ども向けイベント情報誌「佐久っ子だより」を発行し、市内各施設で行われる子ども向けのイベント情報を集約し、参加機会の情報を提供します。

※コスモスプラン：家庭、地域、学校で「読むこと・書くこと・行うこと」を実践することにより、温かな人間社会づくりを共に進めていこうという市教育委員会が提唱する取り組み。

※生涯学習情報マナビィさく：各課でそれぞれに提供していた生活学習機会の情報を統合し、一元的に提供するもの

#### ④ 生涯学習指導者の確保と育成

市は

- \* 生涯学習の指導者の確保と育成を図るために、「佐久市生涯学習リーダーバンク事業※」を推進します。
- \* 高齢者大学大学院では、地域や団体活動のリーダーの養成ができるよう講義内容の充実を図ります。

社会福祉協議会は

- \* ボランティア活動の指導者育成の推進と、ボランティア活動への参加の機会をつくる役割を担います。

市民は

- \* 今まで身につけた知識や経験、技術が活かせるように、地域活動に参加しましょう。

### (3) 生きがいのづくりの推進

#### これまでの主な取り組み

- 地域の運動会・グラウンドゴルフ大会等に学校のグラウンドの開放を行いました。
- 親子ふれあい学級、乳幼児学級、世代間交流学級、市民ふれあい学級を行いました。
- 「わがまち佐久・市民講座」の開催を行いました。

#### 現状と課題

- 急速な高齢化が進み、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加に併せ、家族の仕事などで日中の一人暮らしの高齢者も増加傾向を示しています。
- 高齢で介護を必要とする人がいる一方、元気で地域で活躍する人もいます。これら多くの高齢者は生きがいを持ち、地域で暮らし続けることを望んでいます。
- 高齢になると閉じこもりがちになり、孤独感や疎外感を感じやすくなってきます。また、年齢とともにその傾向は強まり、次第に地域での活動への参加やふれあいの機会も減少してきます。市民アンケートでは、「さまざまな生活課題に対して誰もが相談できる場所」が必要であると考えていることがわかりました。(図 13)
- 高齢化が進行している中で、高齢者同士で支え合い、助け合える地域つながりの形成が求められています。  
元気な高齢者が集い、交流できる場を設けることは介護予防にもつながり、高齢者の社会参加の観点からも必要となっています。
- 高齢者は健康で生きがいを持って暮らすためにも、退職後の社会に貢献できる仕事を求めています。第一線を退いた豊かな知識と経験を持った高齢者は貴重な財産であり、高齢者自身の健康保持、生きがいのづくりの観点からも活用していかなければなりません。そして、この力を地域でどう活かしていくかが課題です。



- 地域の高齢者で組織される「老人クラブ」は、「閉じこもり」の予防や「生きがいくくり」など介護予防につながる重要な役割を担っていますが、年々会員が減少していることから、会員の加入促進が課題となっています。

■ 老人クラブ数・加入者数の推移

(単位：人)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
老人クラブ数	107	97	83	80	74
加入者数	7,949	7,010	6,389	6,024	5,433

(資料：高齢者福祉課)

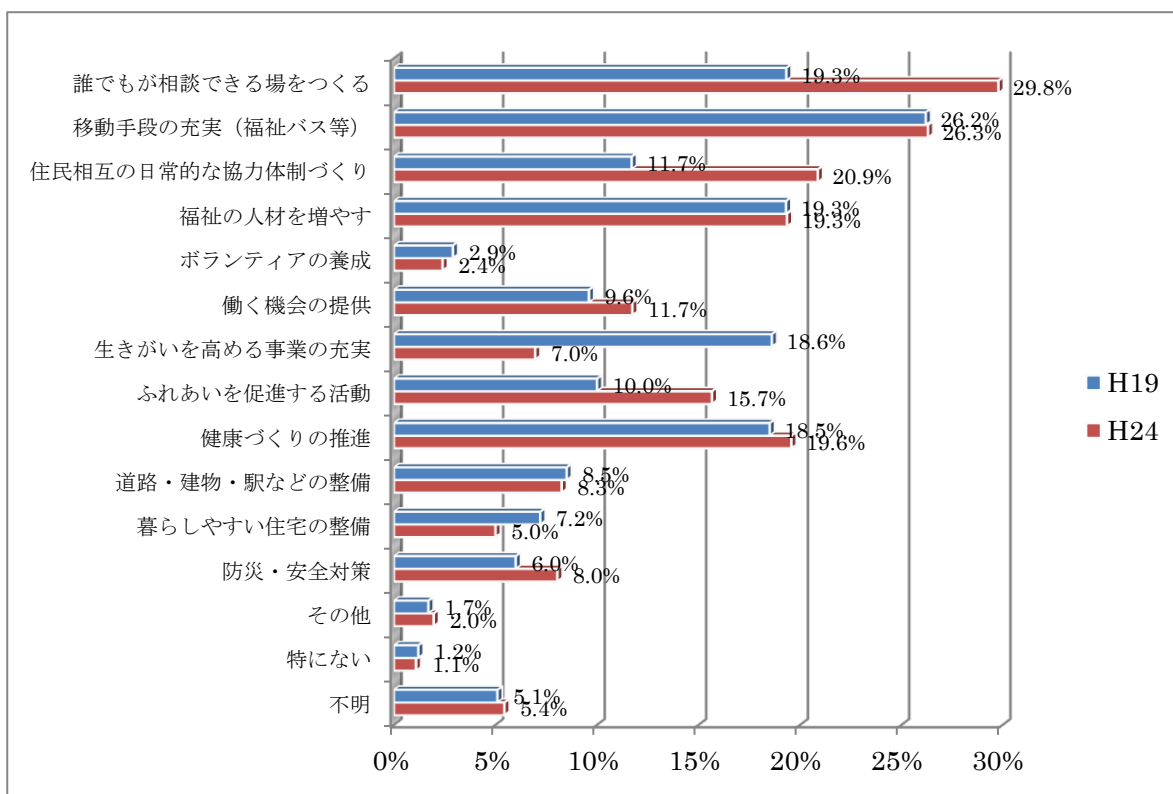
■ シルバー人材センターの状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
会員数	男	714	686	712	715	753
	女	430	409	426	419	461
	計	1,144	1,095	1,138	1,134	1,214
就労延人数		120,744	112,368	100,330	111,366	121,499
1 日平均作業人数		331	308	275	305	332

(資料：佐久シルバー人材センター)

(図 13) Q 高齢者が住みよいまちを作るために大切なことは何だと思えますか。



(資料：平成 19・24 年 佐久市地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)

※佐久市生涯学習リーダーバンク事業：市民の多様な生涯学習活動を支援するために、地域に在住する指導者や専門分野の知識を有する方を登録し、その情報を市民に提供し生涯学習の推進を図ることを目的とした事業。

## 施策の方向

### ① 健康で長寿を楽しめる仕組みづくり

高齢化社会の進展とともに、支援を必要とする高齢者だけでなく元気な高齢者も増えています。世代を問わず、同じ地域に住む市民として声をかけ合い、助け合い、支え合うことができるような地域コミュニティの形成に努めます。

### ② 交流の拠点づくり

身近な地域に話し相手を求める高齢者に、集まる機会をより多く設けることは、介護予防や生きがいづくりにつながることから、高齢者がいつでも気軽に集まれるような寄り合いの場を多くの地域で確保できるよう、取り組みます。

### ③ 高齢者の経験と技能の活用

豊かな知識や経験、技術を活かし、健康で働く意欲を持ち高齢期を有意義に過ごしたいという高齢者のために、シルバー人材センター※を活用し、専門的知識や技術の習得などによる就労、雇用の拡大を支援します。

## 具体的施策の展開

### ① 健康で長寿を楽しめる仕組みづくり

市は

- \* 食育推進事業の「佐久の食の理解と継承」を促進し、世代間交流を深めます。
- \* 高齢者の生きがい事業を推進するとともに、栄養や運動を中心とした介護予防・疾病予防・生活支援対策など、地域支援事業を推進します。
- \* 高齢者が生きがい豊かに過ごせるよう、老人クラブの加入促進と活動が活発化する働きかけを行います。
- \* 高齢者の交通手段を確保するため、公共交通の運行を維持します。
- \* 交通手段を持たない高齢者などが通院や外出ができるように、市内の公共交通体系の見直しを行い、平成26年度には新しい公共交通体系を確立します。

社会福祉協議会は

- \* 地域におけるふれあいいきいきサロンの開催や、老人クラブ活動の支援を行います。

市民は

- \* 支援する人と受ける人の垣根をつくらずに、助け合いと支え合いの心の醸成を図りましょう。

---

※シルバー人材センター：高齢者に地域社会の臨時的・短期的な仕事を提供することを目的とする団体。

## ② 交流の拠点づくり

市は

- \* 地域の公民館等で行っている「ふれあいいきいきサロン事業」の推進を図ります。
- \* 地域における交流の場として、貸し館や体育施設の利便性拡大に努めます。

市民は

- \* 自らの生きがいづくりに心がけ、交流の場へ参加しましょう。

## ③ 高齢者の経験と技能の活用

市は

- \* 高齢者の生きがい対策や就労機会の確保のために、シルバー人材センターの機能の強化を支援します。

市民は

- \* 自らの知識や経験、技術を活かした仕事を積極的に行うシルバー人材センターなどの就労を通して、健康で生きがいを持った暮らしに心がけましょう。

### <第3節 心とからだの健康（生きがい）づくり数値目標>

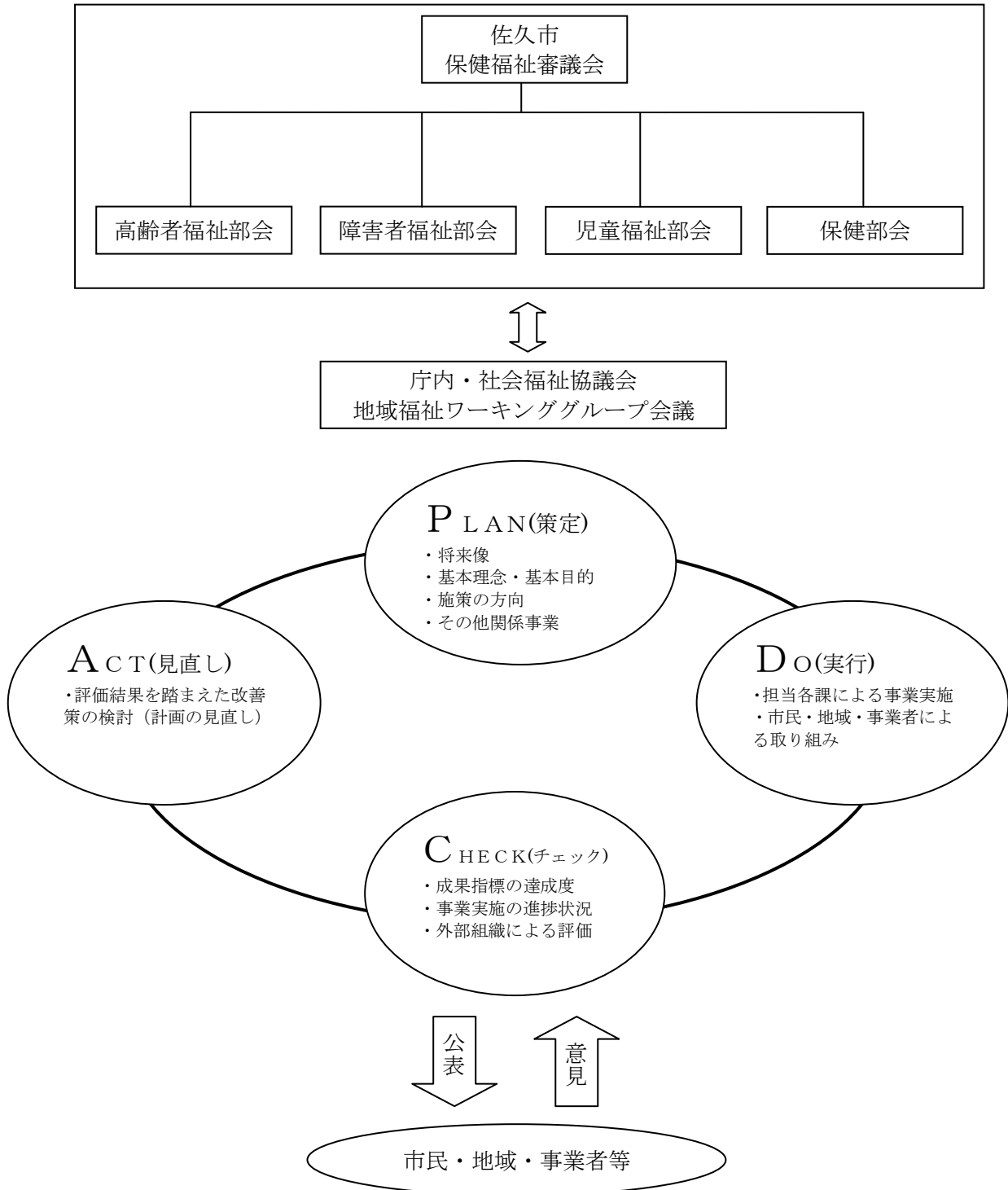
	現 状 値	目 標 値
ゲートキーパー研修回数	H23：4回	20回
ゲートキーパー研修人数	H23：100人	500人
ふれあいいきいきサロン実施地区	H23：124行政区	240行政区

# 第4章 計画の進行管理と評価体制

本計画に基づいた地域福祉の進行状況を定期的に点検し、施策の検討・調整、見直しなどをしていく必要があります。

こうした見直しなどを確実に実施するために、「保健福祉審議会」の4つの部会「高齢者福祉部会」「障害者福祉部会」「児童福祉部会」「保健部会」で計画の具体化に向けた提言や調整の場を設定し、成果の評価を行います。

《計画の進行管理と評価体制図》



# 資料編

# 佐久市の概要

## 1 人口・世帯の状況

### (1) 人口・世帯の構成状況の推移

近年における本市の国勢調査結果によると、人口が平成12年に100,016人、平成17年に100,462人、平成22年に100,552人と増加傾向にあります。また、世帯数は平成12年に33,836世帯、平成17年に35,362世帯、平成22年に37,032世帯と人口同様に増加しています。

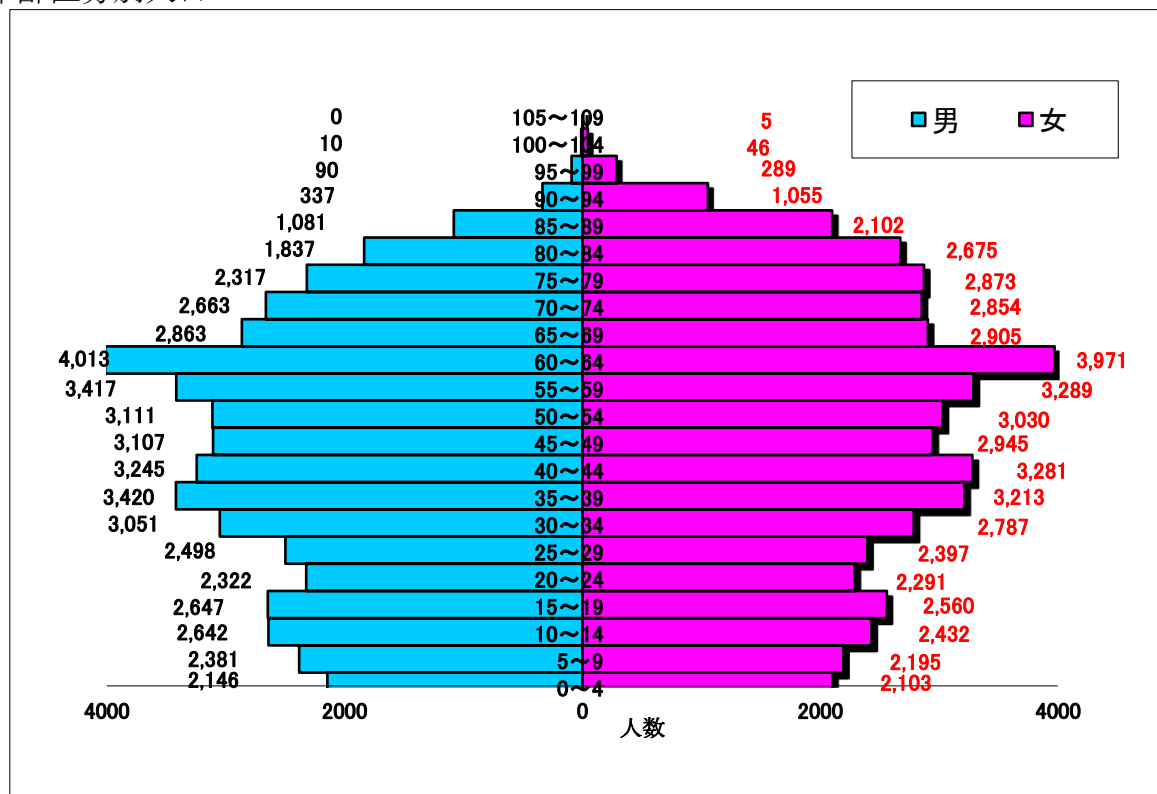
平成22年の区分別人口によると、14歳以下の年少人口比率が14.3%で、平成12年から1.7ポイント減少したのに対し、65歳以上の高齢者人口比率は25.8%で、平成12年から3.2ポイント上昇しており、少子高齢化の進展がうかがえます。

#### ■ 年齢3区分別人口 (単位：人)

区分	年次	平成12年	平成17年	平成22年
年少人口 (14歳以下の人口)		16,000	15,164	14,407
生産年齢人口(15歳～64歳までの人口)		61,443	60,881	60,019
老年人口 (65歳以上の人口)		22,573	24,416	25,985
年齢不詳者		0	1	141
合計		100,016	100,462	100,552

(資料：国勢調査)

#### ■ 年齢区分別人口



※ 住民基本台帳に外国人登録者を加えた数 (平成24年4月1日) (資料：情報統計課)

■ 合計特殊出生率の推移

(単位：人)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
佐久市	1.58	1.53	1.53	1.57	1.56
長野県	1.47	1.45	1.43	1.53	1.50
全 国	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39

(資料：人口動態調査・長野県毎月人口異動調査 健康づくり推進課)

■ 佐久市年間出生数の推移

(単位：人)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
年間出生数	864	821	829	862	820

(資料：長野県毎月人口異動調査 健康づくり推進課)

■ 高齢化率の推移

(単位：%)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
佐久市	25.2	25.5	25.9	26.2	25.9
長野県	24.9	25.5	26.1	26.5	26.7
全 国	21.5	22.1	22.7	23.0	23.3

(資料：県統計情報・高齢者福祉課) \*各年 10 月 1 日

■ 地区別人口

市内 7 地区の状況は、年少人口と老年人口の比率に地区間の差が見られます。

(単位：人・%)

地区名	総人口(人)	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
		人口(人)	比率 (%)	人口(人)	比率 (%)	人口(人)	比率 (%)
浅間地区	28,654	4,439	15.5	18,058	63.0	6,157	21.5
野沢地区	18,371	2,735	14.9	10,882	59.2	4,754	25.9
中込地区	15,622	2,063	13.2	9,582	61.3	3,977	25.5
東 地区	7,297	1,087	14.9	4,507	61.8	1,703	23.3
白田地区	14,296	1,662	11.6	8,218	57.5	4,416	30.9
浅科地区	6,509	836	12.8	3,841	59.0	1,832	28.1
望月地区	9,747	1,077	11.0	5,507	56.5	3,163	32.5
合計	100,496	13,899	13.8	60,595	60.3	26,002	25.9

※ 住民基本台帳に外国人登録者を加えた数 (平成 24 年 4 月 1 日) (資料：情報統計課)

■ 世帯の状況

総世帯数は年々増加し、平成 22 年度には 37,032 世帯となっていますが、1 世帯の平均人数は平成 12 年の 3.0 人から平成 22 年には 2.7 人となり、核家族化が進行しています。

(単位：世帯)

調査年次	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総世帯数	33,836	35,362	37,032
1 世帯あたりの人数	3.0	2.8	2.7
65 歳以上の者のいる世帯	14,706	15,705	16,629
単独世帯	2,124	2,718	3,304
夫婦世帯	3,928	4,308	4,605
同居世帯	8,654	8,679	8,720

(資料：国勢調査)

[単独世帯]：65 歳以上の世帯で構成員が 1 人の世帯

[夫婦世帯]：夫婦のみの世帯でいずれかが 65 歳以上の世帯

[同居世帯]：65 歳以上の世帯員がいる世帯で、単独世帯、夫婦世帯を除く世帯

## (2) 要介護・要支援認定者の状況

要支援、要介護認定者数は、年々増加し、平成23年10月現在で4,525人となっています。

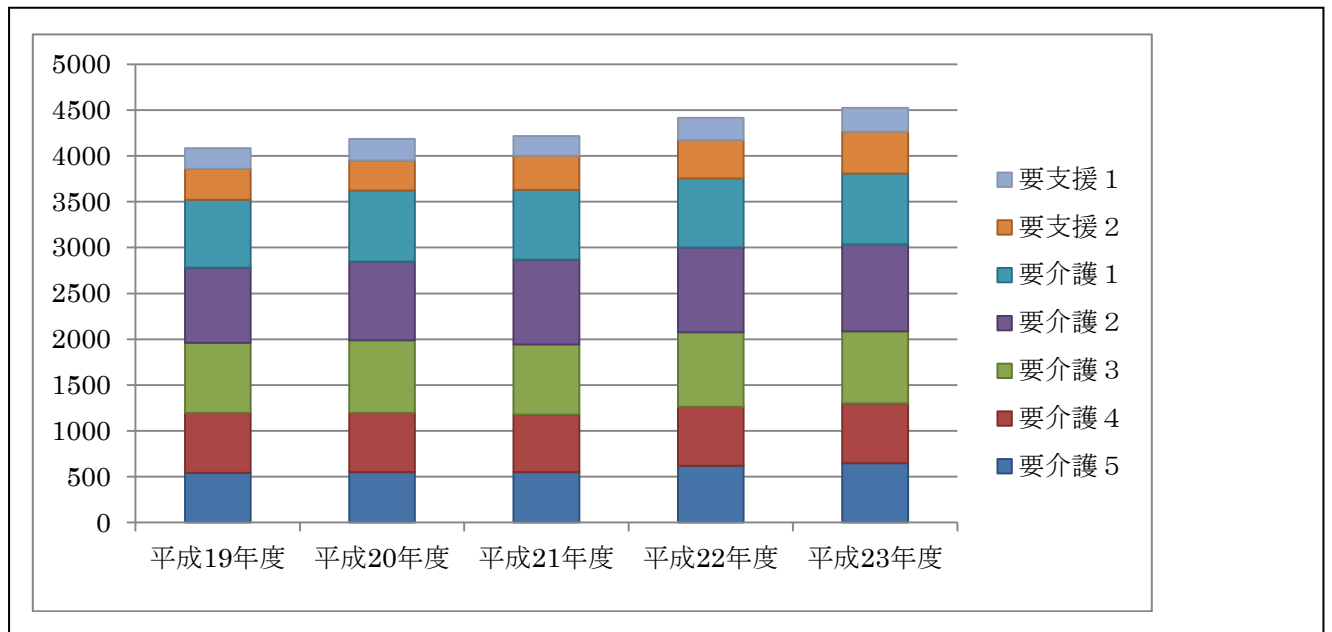
### ■ 要介護・要支援認定者数

(単位：人)

介護度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要介護5	542	550	549	619	647
要介護4	654	646	631	642	653
要介護3	764	791	764	816	788
要介護2	820	859	926	926	947
要介護1	743	776	760	754	774
要支援2	336	329	375	419	457
要支援1	226	233	210	241	259
合計	4,085	4,184	4,215	4,417	4,525

※ 認定者数は各年度（10月現在）（資料：高齢者福祉課）

※ 特定疾病が原因となって、介護が必要であると認定された40～64歳の者を含む。



## (3) 障がい者の状況

障がいのある人の状況は平成24年3月31日現在で、身体障害者手帳所持者4,233人、療育手帳所持者782人、精神障害者保健福祉手帳所持者722人となっています。

### ■ 障害者手帳所持者数

(単位：人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がい者数	3,855	3,980	4,091	4,214	4,233
知的障がい者（児）数	667	697	729	755	782
精神障がい者数	620	623	715	667	722

(資料：福祉課)



#### (4) 母子父子・生活保護世帯数の状況

母子父子世帯の状況は著しい変化は見られませんが、生活保護世帯は年々増加しています。

##### ■ 母子父子世帯の推移

(単位：世帯)

世帯区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
母子世帯	960	985	973	1,002	1,006
父子世帯			68		

※ 父子家庭の統計は 3 年毎 (資料：子育て支援課)

##### ■ 生活保護世帯数の推移

(単位：世帯・人)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
被保護世帯数	304	327	405	471	481
被保護者数	377	389	502	600	625

※保護停止中の世帯を含む (資料：福祉課)

#### (5) 外国人登録者の状況

本市の外国人登録者数は、国籍別では中国、タイ、フィリピンの順に登録者が多くなっています。

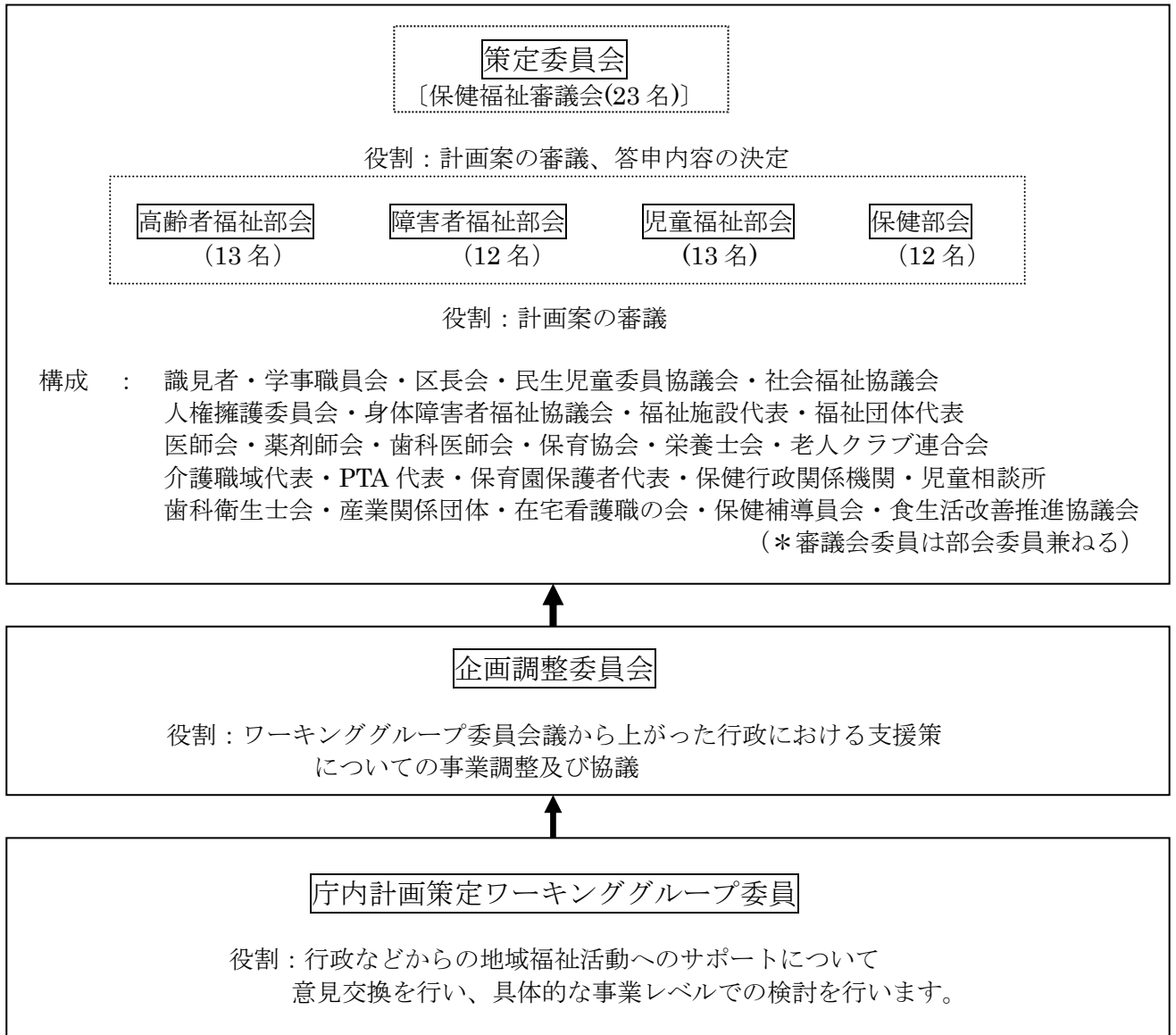
##### ■ 外国人登録者数の推移

(単位：人)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
登録者数	1,301	1,306	1,157	1,068	1,122

(資料：市民課)

## 計画策定の体制



## 第二次佐久市地域福祉計画策定委員名簿

### 佐久市保健福祉審議会

	氏 名	役 職 等	備 考
会 長	金 川 洋	佐久市社会福祉協議会会長	
副 会 長	中 山 幹 夫	福祉施設（佐久こまば学園長）	
	宮 地 文 子	識見者	
	和 田 裕 一	識見者	
	吉 川 徹	識見者	
	荻 原 周 子	佐久市学事職員会(高瀬小学校長)	
	吉 澤 勝 利	佐久市区長会会長	
	井 出 治 雄	佐久市民生児童委員会会長	
	渡 邊 正 喜	佐久市民生児童委員会副会長	
	櫻 井 美 智 子	佐久市保健補導員会会長	
	井 出 喜 久 代	佐久市人権擁護委員協議会委員	
	江 本 恒 重	佐久市身体障害者福祉協会会長	
	山 口 正 義	福祉団体（笑みの会会長）	
	金 澤 秀 典	佐久医師会会長	
	多 田 博 行	佐久医師会副会長	
	花 岡 幹 郎	佐久薬剤師会会長	
	中 村 通	佐久歯科医師会会長	
	高 見 澤 秀 一	佐久歯科医師会専務理事	
	臼 田 京 子	佐久市保育協会会長	
	中 村 美 登 里	長野県栄養士会佐久支部顧問	
	高 見 澤 秀 明	佐久市老人クラブ連合会会長	
	中 島 光 敏	佐久福祉事務所長	
	佐 藤 龍 彦	佐久児童相談所長	

佐久市保健福祉審議会 高齢者福祉部会委員

	氏 名	役 職 等	備 考
部 会 長	金 澤 秀 典	佐久医師会会長	
副部会長	小 平 實	佐久市民生児童委員協議会副会長	
	和 田 裕 一	識見者	
	臼 田 順 子	識見者	
	吉 澤 勝 利	佐久市区長会会長	
	小 林 康 行	佐久市民生児童委員協議会副会長	
	金 川 洋	佐久市社会福祉協議会会長	
	伊 東 長 子	佐久市保健補導員会副会長	
	大 森 健	佐久薬剤師会副会長	
	中 村 通	佐久歯科医師会会長	
	中 村 美 登 里	長野県栄養士会佐久支部顧問	
	高 見 澤 秀 明	佐久市老人クラブ連合会会長	
	草 間 久 子	居宅介護支援事業者連絡協議会会長	

佐久市保健福祉審議会 障害者福祉部会委員

	氏 名	役 職 等	備 考
部 会 長	中 山 幹 夫	福祉施設（佐久こまば学園長）	
副部会長	吉 川 徹	識見者	
	浅 倉 俊 男	識見者	
	大 井 久 子	識見者	
	丸 山 紀 八 郎	佐久市区長会副会長	
	渡 邊 正 喜	佐久市民生児童委員協議会副会長	
	伊 藤 利 雄	佐久市民生児童委員協議会副会長	
	保 坂 眞 千 子	佐久市保健補導員会副会長	
	江 本 恒 重	佐久市身体障害者福祉協会会長	
	山 口 正 義	福祉団体（笑みの会会長）	
	嶋 崎 聖 子	小諸養護佐久支部 PTA 会長	
	工 藤 美 智 子	在宅介護の会会長	

## 佐久市保健福祉審議会 児童福祉部会委員

	氏 名	役 職 等	備 考
部 会 長	檜 本 秀 昭	佐久市区長会副会長	
副部会長	小 林 喜 久 男	佐久市民生児童委員協議会主任児童委員部会長	
	井 出 静 男	佐久市子ども特別対策推進員	
	荻 原 周 子	佐久市学事職員会（高瀬小学校）	
	両 沢 正 子	佐久市民生児童委員協議会主任児童委員部会副会長	
	井 出 治 雄	佐久市民生児童委員協議会会長	
	井 出 喜 久 代	佐久市人権擁護委員協議会委員	
	臼 田 京 子	佐久市保育協会会長	
	篠 原 智 美	長野県栄養士会佐久支部	
	城 田 領	佐久市 PTA 連合会監事	
	川 口 剛	佐久市 PTA 連合会	
	三 石 幹	佐久市保育園保護者会連合会	
	佐 藤 龍 彦	佐久児童相談所長	

## 佐久市保健福祉審議会 保健部会委員

	氏 名	役 職 等	備 考
部 会 長	多 田 博 行	佐久医師会副会長	
副部会長	宮 地 文 子	識見者	
	宇 羽 野 武 振	佐久市民生児童委員協議会副会長	
	杉 山 初 夫	佐久市民生児童委員協議会副会長	
	六 川 寿 人	佐久市民生児童委員協議会副会長	
	櫻 井 美 智 子	佐久市保健補導員会会長	
	花 岡 幹 郎	佐久薬剤師会会長	
	高 見 澤 秀 一	佐久歯科医師会専務理事	
	町 田 輝 子	佐久栄養士会	
	中 島 光 敏	佐久福祉事務所長	
	佐 藤 さ と 美	歯科衛生士会小諸・佐久支部副支部長	
	江 元 ヒ デ 子	佐久市食生活改善推進協議会会長	

## 第二次佐久市地域福祉計画策定庁内会議・保健福祉審議会開催経過

### 第二次佐久市地域福祉計画ワーキンググループ会議（27名）

- 平成24年2月20日(月) 開催
- 平成24年9月18日(火) 開催
- 平成24年10月22日(月) 開催

### 企画調整幹事会

- 平成24年11月12日(月) 開催

### 企画調整委員会

- 平成24年11月15日(木) 開催

### 保健福祉審議会障害者福祉部会

- 平成23年8月3日(水) 開催
- 平成24年9月26日(水) 開催
- 平成24年10月30日(火) 開催
- 平成25年1月21日(月) 開催

### 保健福祉審議会

- 平成23年8月3日(水) 開催・諮問
- 平成25年1月21日(月) 開催・答申



**佐久市**

## 佐久市地域福祉計画

みんなが生涯現役で住みよい福祉のまちづくり

平成 25 年 3 月

発行／佐久市

編集／佐久市福祉部福祉課

〒385-8501 長野県佐久市中込 3056

## 第二次 佐久市地域福祉計画(案) (要約)

### 第1章 地域福祉計画の概要

- 1 策定の目的
  - 佐久市では、平成20年度から平成24年度を計画期間として、住民主体を基本に地域の高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要としている人を地域全体で支え、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる仕組みづくりのもととなる「佐久市地域福祉計画」を策定。
  - 本計画は、この間の社会情勢の変化や計画の進み具合を踏まえ、先の計画の見直しを行い策定するもの。
- 2 計画の性格
  - 第一次佐久市総合計画の施策を具体化する計画として位置づけられる計画。
  - 社会福祉法の規定による市町村地域福祉計画として、本市地域福祉推進の指針とする。
- 3 地域における福祉の主な担い手
  - 社会福祉協議会
  - 民生児童委員
- 4 計画の名称
  - 「第二次佐久市地域福祉計画」
- 5 計画の期間
  - 平成25年度 ~ 平成29年度 の5か年間

### 第2章 計画の基本理念と目標

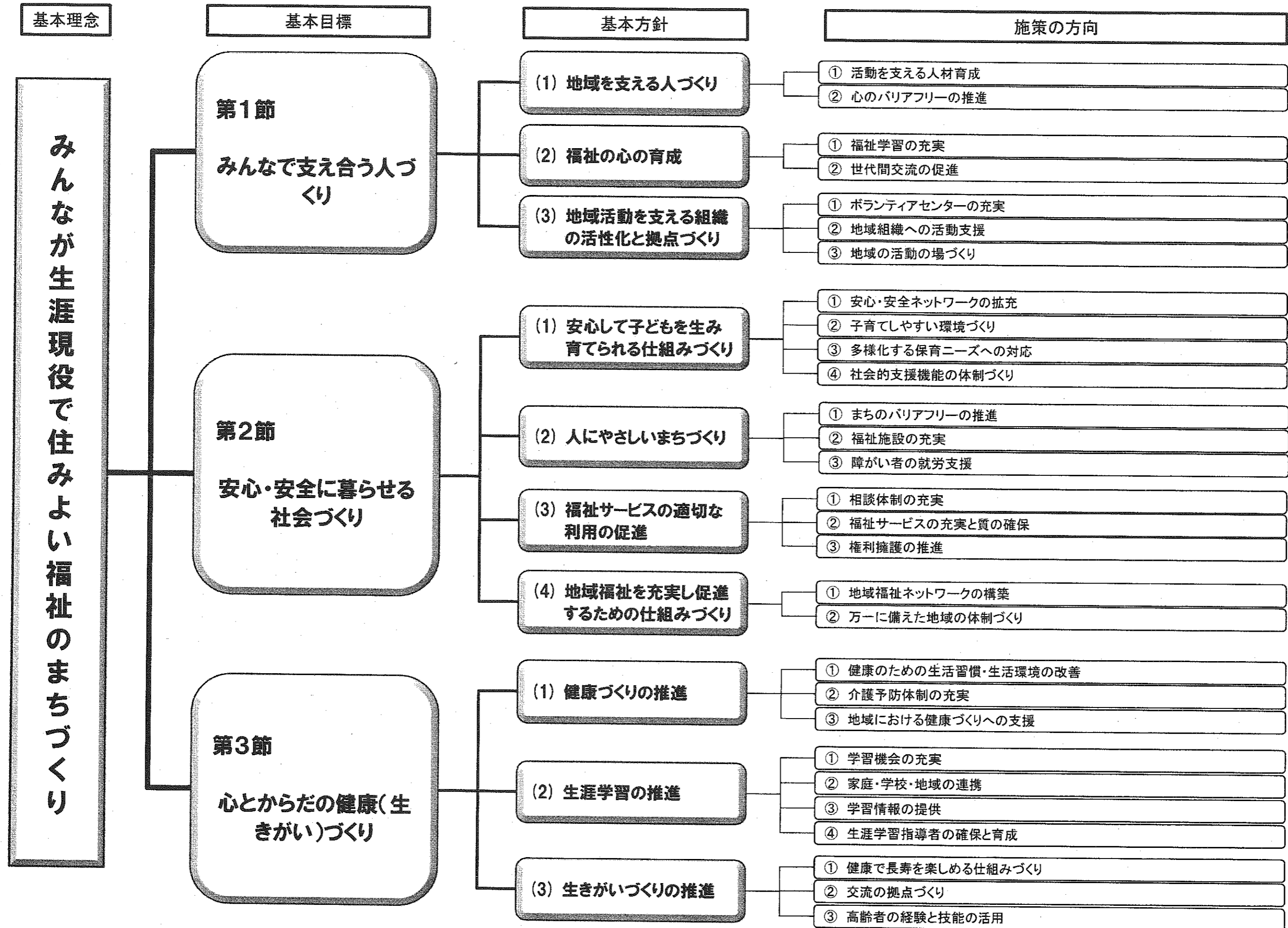
- 1 基本理念
  - 「みんなが生涯現役で住みよい福祉のまちづくり」  
(第一次佐久市総合計画・基本計画第4章)
- 2 地域福祉推進の視点
  - 地域福祉の推進に当たり、念頭に置くべき視点
    - (1) 住民参加
    - (2) 共に生きる社会づくり
    - (3) 男女共同参画
    - (4) 福祉文化の創造
- 3 基本目標
  - 第1節 みんなで支え合う人づくり
    - 基本方針
      - (1) 地域を支える人づくり
      - (2) 福祉の心の形成
      - (3) 地域活動を支える組織の活性化と拠点づくり
  - 第2節 安心・安全に暮らせる社会づくり
    - 基本方針
      - (1) 安心して子どもを産み育てられる仕組みづくり
      - (2) 人にやさしいまちづくり
      - (3) 福祉サービスの適切な利用の促進
      - (4) 地域福祉を充実し促進するための仕組みづくり
  - 第3節 心とからだの健康(生きがい)づくり
    - 基本方針
      - (1) 健康づくりの推進
      - (2) 生涯学習の推進
      - (3) 生きがいづくりの推進

### ■ 市民アンケートの実施

- |        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| ▼ 調査対象 | 佐久市内に住所を有する20歳以上の男女(外国人を除く)1,000人 |
| ▼ 抽出方法 | 住民基本台帳から無作為抽出                     |
| ▼ 調査方法 | 郵送による                             |
| ▼ 調査期間 | 平成24年 6月13日 ~ 6月29日               |
| ▼ 有効回答 | 460件                              |



# 第二次佐久市地域福祉計画(案)の構成



第3章 地域福祉推進のための具体的施策

第1節 みんなで支え合う人づくり

(1) 地域を支える人づくり

施策の方向	具体的施策の展開	
① 活動を支える人材育成	市	* 民生児童員の資質向上、活動しやすい環境づくりを図る * 社会福祉協議会と連携し、地域での支え合い、助け合い意識の高揚を図る * 市民・行政協働のまちづくりのための公益的活動を支援 * 「認知症サポーター養成講座」により、認知症への理解を持った人材育成
	社協	* 地域住民に対するボランティアの講座・研修を開催 * ふれあい広場、社会福祉大会開催により、地域を支える人材育成
	市民	* 声掛け、手助けの励行や、ボランティア活動へ積極的に参加する
② 心のバリアフリーの推進	市	* 様々な機会を捉え、「ノーマライゼーション」の理念の浸透を図る * FM、広報、ホームページ等により、地域福祉活動の状況を周知する * 「人権尊重社会の実現」に向け、人権同和教育や啓発に努める * イベント等を通じて障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を広げる
	社協	* 老若男女、障がいの有無を問わずふれあう場として、「ふれあい広場」を開催する
	市民	* 高齢者や障がい者への理解を深め、誰もが参加しやすい地域活動づくりに努める

(2) 福祉の心の育成

施策の方向	具体的施策の展開	
① 福祉学習の充実	市	* 社会福祉普及校指定の小中高校の事業を推進する * 各学校におけるボランティア活動や奉仕活動の推進
	社協	* 社会福祉普及校指定の小中高校に助成を行う * 小中学生に対し、講話、体験学習等を行う * Let'sチャレンジボランティアの開催
	事業者	* 児童やボランティアの体験学習を積極的に受け入れる
	市民	* 子どもたちの福祉学習への理解と支援を行う
② 世代間交流の促進	市	* 保育園や児童館の行事等で高齢者・障がい者との交流を実施 * 各学校で高齢者を講師に農作業、おもちゃづくり、伝統行事を通じた交流を実施 * 親子ふれあい学級を開催し、様々な世代の人々がふれ合う場をつくる
	社協	* 社会福祉大会、ふれあい広場等で世代間交流を支援する
	市民	* 地域で開催される行事に参加し、あらゆる世代と交流する

(3) 地域活動を支える組織の活性化と拠点づくり

施策の方向	具体的施策の展開	
① ボランティアセンターの充実	市	* ボランティアセンター運営費助成等の支援を行う
	社協	* ボランティアセンターの機能充実を図る * 支所ごとに配置するボランティアコーディネーターを通じて、ボランティア活動への援助を行う
	市	* 老人クラブ活動への助成を行い支援する * 各地区育成会へ交付金を交付し、支援する * 「まちづくり活動支援金等」を活用し、市民の主体的な地域活動を支援する * 地域公民館の組織づくりと事業活動の活性化を支援する

第1節数値目標

●福祉体験教室開催回数		
現状		目標
14回/年	⇒	16回/年
●キャラバンメイト数		
現状		目標
70人	⇒	220人
●認知症サポーター養成数		
現状		目標
3,000人	⇒	10,500人

② 地域組織への活動支援	社協	*各地区敬老会への助成 *赤十字奉仕団の地域活動を支援する
	市民	*誰もが参加しやすい地域組織の運営に努め、お互いの理解を深める
③ 地域活動の場づくり	市	*市民活動サポートセンターを拠点とした市民活動支援 *公共施設や体育施設の活用により地域活動を推進する *地域公民館での講座等を充実させる
	社協	*各地区ボランティアセンターをボランティア育成の場として充実させる
	市民	*地区公民館等を地域交流の場としての有効に活用する

第2節 安心・安全に暮らせる社会づくり

第2節数値目標

(1) 安心して子どもを生き育てられる仕組みづくり

施策の方向	具体的施策の展開	
① 安心・安全ネットワークの拡充	市	*児童館の運営内容の充実を図る *子ども特別対策推進員、家庭児童相談員を中心に関係機関と連携した相談支援事業を実施する
	市民	*地域の子どもは地域で守る意識を持つ *「安心の家」「子ども見守り隊」など、地域での子育て支援活動を推進する
② 子育てしやすい環境づくり	市	*男女共同での育児を啓発する *「子育てサロン」「つどいの広場」での育児相談・育児講座の開催
	社協	*ボランティアセンターを子育てグループの活動拠点として提供する
	事業者	*男女平等の理念に基づき、雇用機会の均等、男女共同による子育てを可能にする就労環境の整備に努める
③ 多様化する保育ニーズへの対応	市	*一時保育、長時間保育、休日保育等保護者のニーズに応じた保育を充実させる *老朽化した保育施設の計画的な施設改修を実施する *発達気になる児童について、専門職が保育園等を訪問し、相談援助を実施する
	社協	*「ファミリーサポート事業」により、冠婚葬祭等、所用時の子どもの一時預かりやサポーターの養成を行う
④ 社会的支援機能の体制づくり	市	*子ども対策特別推進員を中心として援護を必要とする児童への支援の実施 *主任児童委員等との連携により、要保護児童の情報収集、早期発見に努める *要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関との連携を図る
	市民	*地域での見守り、声掛け、援護を必要とする児童の発見に協力する

●障害者相談支援事業所数		
現状		目標
5事業所	⇒	20事業所

●子育てサロン延べ利用者数		
現状		目標
7,900人	⇒	8,300人

●つどいの広場延べ利用者数		
現状		目標
15,100人	⇒	15,800人

●災害時支え合いマップ作成行政区		
現状		目標
197区	⇒	240区

(2) 人にやさしいまちづくり

施策の方向	具体的施策の展開	
① まちのバリアフリーの推進	市	*高齢者、障がい者等にやさしい歩行空間の確保 *市営住宅、公共施設のバリアフリー化の推進
	事業者	*建物や駐車場、トイレ等のバリアフリー化を推進する
	市民	*ユニバーサルデザイン、バリアフリーへの理解を深める
② 福祉施設の充実	市	*障がい者の日中活動・生活の場の質的・量的な充実を事業者に働きかける *高齢者に多様なサービスを提供するため、施設サービスと在宅サービスのバランスのとれた介護基盤の整備を進めていく
	事業者	*地域に開かれた施設を目指し、地域との交流を行う *利用者のニーズに沿ったサービス提供に努める

③ 障がい者の就労支援	市	* 関係機関と連携し、障がい者の就労の場の確保と、定着のための支援を実施
	事業者	* 障がい者の就労に理解を深め、積極的な雇用に努める
	市民	* 地域や職場で障がいのある人への理解を深める

(3) 福祉サービスの適切な利用の促進

施策の方向	具体的施策の展開	
① 相談体制の充実	市	* 福祉関連窓口と関係機関との連携強化と、障害者相談新事業所の拡充を図る * 高齢者、児童、障がい者の虐待に対し、早期発見・早期対応、また虐待の防止のための支援体制を充実させる * 女性相談員を中心としたDV支援体制の充実を図る * 高齢者に係る地域包括支援センター機能の充実を図る * 子ども特別対策推進員、家庭児童相談を子育て相談の窓口として周知し、相談しやすい環境整備を図る
	社協	* 判断能力に不安のある人の相談、金銭管理等を支援する * 心配ごと相談所を開設し、必要に応じ法律の専門家につなげる
	事業者	* 他の事業所、関係機関と連携し、適切な対応に努める
	市民	* 広報等により、日頃からサービスと相談窓口に関する情報収集を行い、知識を深める
② 福祉サービスの充実と質の確保	市	* 広報、ホームページや、「福祉のしおり」による市民への情報提供と福祉サービスの利用促進を図る
	社協	* 「ぴーぷる」、ホームページでの情報提供を実施する * 提供するサービス事業に関し、従事者の研修を実施し、より質の高いサービスを提供する
	事業者	* 提供するサービス内容、費用など広く市民に情報提供を行う * 利用者がサービスに対する苦情や要望を言いやすい体制づくりに努める * サービス従事者に対して専門性を高める研修を実施し、サービスの質の向上を図る * 利用者への十分な説明と、意見、苦情等に対する迅速な対応に努める
	市民	* 広報や回覧板などを活用して福祉サービスに対する理解を深める * 福祉サービスで補えない日常的な手助けなどは、地域でお互いにし合う
③ 権利擁護の推進	市	* 佐久広域連合成年後見支援センターとの連携による成年後見制度の利用促進と、低所得者に対する費用援助
	社協	* 「日常生活自立支援事業」と成年後見制度との連携を図る
	事業者	* 利用者の利益と権利擁護のための支援を行う
	市民	* 近隣で判断能力が不十分な者に気づいたら、民生児童委員や市又は社協へつなげるよう協力する

(4) 地域福祉を充実し促進するための仕組みづくり

施策の方向	具体的施策の展開	
① 地域福祉ネットワークの構築	市	* 災害時住民支え合いマップを市内全域で作成できるよう、地域と連携して推進する * 地域福祉ネットワーク活動事業、ふれあいいいききサロン事業を広い範囲で実施できるよう推進する
	社協	* 地域福祉ネットワーク活動事業により、地域住民、関係機関との連携し、助け合い、支え合う地域づくりを担う
	事業者	* サービスを必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、関係機関との連携を図る
	市民	* 日頃のお付き合いを通じて、地域内の結びつきを強める
	市	* 災害時住民支え合いマップにより、地域の要援護者の把握、安否確認を実施する * 災害時要援護者避難計画の策定の推進 * 地域防災組織の設置を推進し、防災に対する意識の高揚を図る * 一斉同報メール等情報伝達手段の整備 * 街頭補導への取り組み

② 万が一に備えた地域の体制づくり	社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 災害時支え合いマップの作成を通じて住民とともに安心して暮らせる地域づくりを目指す</li> <li>* 赤十字奉仕団と連携して、地域での活動を支援する</li> <li>* 日頃から目配り、気配り、声掛けができる地域づくりを推進する</li> <li>* 老人クラブ等が行う登下校時の子どもの見守り活動を支援する</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 災害時に地域の要援護者を受け入れるなど、救援活動に協力する</li> <li>* 事業所自身の防災対策や、地域防災訓練への参加、地域との応援協定に努める</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 自主防災組織の役割を認識し、地域での支援活動に協力する</li> <li>* 地域ぐるみの防犯活動を実施する</li> <li>* 災害時に支援を必要とする人は、身体状況や必要な薬などの情報を知らせる準備をしておく</li> </ul>

第3節 心とからだの健康(生きがい)づくり

第3節数値目標

(1) 健康づくりの推進

施策の方向	具体的施策の展開	
① 健康のための生活習慣・生活環境の改善	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 児童生徒に対し「給食だより」で、食に関する情報発信を行う</li> <li>* 広報等で生活習慣病予防や健診の重要性を啓発し、受診率の向上を図る</li> <li>* 「健康は自分でつくる」という健康意識の高揚を図る</li> <li>* ライフステージに応じた食育の推進</li> <li>* 森林セラピー基地の利用促進を図る</li> <li>* 健康増進のため、ウォーキングの普及を図る</li> <li>* 生活習慣病予防のため、「びんころ食」の普及を図る</li> <li>* 様々な機会を通じて運動、栄養等に関する講話を実施する</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 健康づくりに関心を持ち、地域での健康づくり活動へ参加する</li> <li>* 年に一度は健康診断を受けるよう努める</li> <li>* ストレス解消法を見つけ、心の健康維持に努める</li> </ul>
② 介護予防体制の充実	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ふれあいいきいきサロン等で、高齢者の交流と介護予防を推進する</li> <li>* お達者応援団育成により、地域における介護予防リーダーとなる人材を育成する</li> <li>* 二次予防高齢者の実態把握を行い、介護予防事業の利用へつなげる</li> <li>* 健康長寿体操の普及に努める</li> </ul>
	社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ふれあいいきいきサロン事業の推進に努める</li> <li>* ふれあいいきいきサロン事業のボランティアの意見交換や交流の場を設ける</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 市などの介護予防事業を活用し、健康づくりと介護予防に努める</li> </ul>
③ 地域における健康づくりへの支援	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 保健補導員会や食生活改善推進協議会など地域組織を育成し、活動を支援する</li> <li>* 市民ニーズに応じた健康づくり事業を実施し、市民の参加促進と意識高揚を図る</li> <li>* 精神保健の研修や情報提供を通じ、精神疾患に対する偏見のない地域づくりを目指す</li> <li>* 自殺防止のための相談支援体制の強化を図る</li> <li>* 心の健康に関するネットワークを構築し、地域ぐるみで支え合う体制を整備する</li> <li>* ゲートキーパー養成を推進し、自殺の危険性のある人の早期発見、早期対応を図る</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 地域での健康づくり活動に積極的に参加する</li> <li>* 心の健康について理解し、身近な人に対する声掛けや変化に対する気づきに心がける</li> </ul>

●ゲートキーパー研修回数

現状		目標
4回	⇒	20回

●ゲートキーパー研修人数

現状		目標
100人	⇒	500人

●ふれあいいきいきサロン実施行政区

現状		目標
124区	⇒	240区

(2) 生涯学習の推進

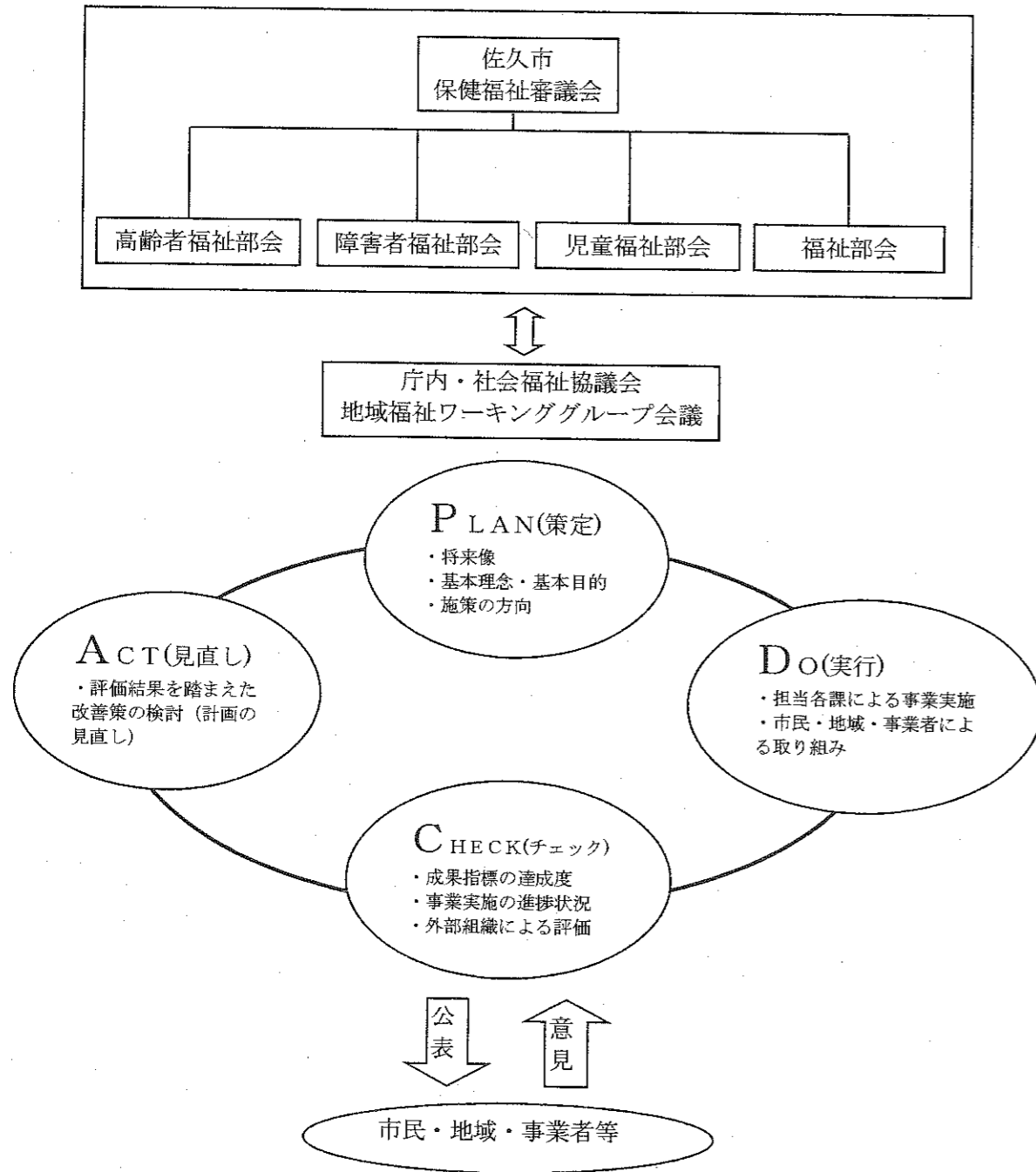
施策の方向	具体的施策の展開	
① 学習機会の充実	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 地域公民館活動の充実を図る</li> <li>* 市が提供する生涯学習事業を一元的に管理し、佐久市生涯学習基本構想・基本計画、市民ニーズに沿って充実させる</li> </ul>
	社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ボランティア体験、講座等を通じてボランティアの育成に努める</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 公民館活動などへの参加する</li> </ul>

② 家庭・学校・地域の連携	市	* 小中学校の総合的な学習等で、地域の人々とともに、郷土学習や体験活動を通じ、地域性を活かした学習に取り組む * コスモスプランの実践を推進し、地域へも広げていく * 学習の場として気軽に寄れる公民館活動を促進する
	社協	* 地域福祉啓発のため、地域での学習の場を広げる
	市民	* 子ども会行事や学校行事を通じて地域の子もたちとの交流を図る
③ 学習情報の提供	市	* 「生涯学習情報マナビィさく」や、公共施設での情報提供を行う。 * 「佐久っ子だより」を通じて、子ども向けイベントの情報提供を行う
④ 生涯学習指導者の確保と育成	市	* 「生涯学習リーダーバンク事業」を推進し、生涯学習指導者の確保と育成を行う * 高齢者大学大学院の講義内容の充実を図る
	社協	* 指導者育成の支援と情報提供、ボランティア活動への参加の機会をつくる役割を担う
	市民	* 知識や経験、技術を活かして、地域活動へ参加する

(3) 生きがいつくりの推進

施策の方向	具体的施策の展開	
① 健康で長寿を楽しめる仕組みづくり	市	* 食育推進事業の「佐久の食の理解と伝承」を促進する * 高齢者の生きがい事業、介護予防・疾病予防事業を推進する * 老人クラブの加入促進と活動の活発化への働きかけを行う * 高齢者の交通手段を確保するため、公共交通の運行を維持 * 公共交通体系の見直しを行い、新しい公共交通体系を確立する(平成26年度)
	社協	* ふれあいいきいきサロン、老人クラブ活動の支援を行う
	市民	* 助け合いと支え合いの心の醸成を図る
② 交流の拠点づくり	市	* ふれあいいきいきサロン事業の推進を図る * 貸し館や体育施設の利便性拡大に努める
	市民	* いきがいつくりに関心を持ち、交流の場へ参加する
③ 高齢者の経験と技能の活用	市	* シルバー人材センターの機能強化を支援する
	市民	* 自らの経験、技能を活かした仕事を通じて、健康と生きがいつくりに関心をもてる

第4章 計画の進行管理と評価体制



資料編

- 1 佐久市の概要
- 2 計画策定の体制
- 3 佐久市地域福祉計画策定委員名簿
  - 佐久市保健福祉審議会委員
  - 〃 高齡者福祉部会委員
  - 〃 障害者福祉部会委員
  - 〃 児童福祉部会委員
  - 〃 保健部会委員
- 3 佐久市地域福祉計画策定庁内会議・保健福祉審議会開催経過